

三重大学大学院医学系研究科 生命医科学専攻
臨床医科学コース案内

目次

1. 神經感觉医学講座	4
1-1 眼科学	4
1-2 神經病態内科学	5
1-3 腦神經外科学	9
1-4 精神病態学	12
2. 病態解明医学講座	20
2-1 麻醉集中治療学	20
2-2 小児発達医学	21
2-3 腫瘍病態解明学	34
2-4 皮膚医学	35
2-5 臨床検査医学	36
2-6 生殖病態生理学	37
2-7 腫瘍集学治療学	42
2-8 遺伝子・免疫細胞治療学	49
3. 病態制御医学講座	51
3-1 循環内科学	51
3-2 腎臓内科学	52
3-3 消化器内科学	56
3-4 呼吸器内科学	61
3-5 代謝内分泌内科学	62
3-6 造血病態内科学	66
3-7 腫瘍・免疫内科学	68
3-8 病態解析内科学	70
3-9 非侵襲診断治療学	71
4. 病態修復医学講座	74
4-1 肝胆膵・乳腺外科学	74
4-2 消化管・小児外科学	80
4-3 女性骨盤外科学	85
4-4 腎泌尿器外科学	90
4-5 胸部心臟血管外科学	92
4-6 運動器外科学	93
4-7 口腔・顎顔面外科学	100
4-8 耳鼻咽喉・頭頸部外科学	104
4-9 皮膚外科学	105

4-10 先端的外科技術開発学	106
5. 環境社会医学講座	107
5-1 公衆衛生・産業医学	107
5-2 家庭医療学	109
5-3 救急災害医学	111

1. 神経感覚医学講座

1-1 眼科学

所属大学院	生命医科学専攻神経感覚医学講座眼科学分野
教員	宇治幸隆 教授、佐宗幹夫 助教授
入会必要学会	日本眼科学会、日本眼科医会
取得可能専門医	日本眼科学会専門医
関係規則 (日本眼科学会)	<p>① 申請時において卒後臨床研修(2年間)を終了後、認定研修施設において4年以上眼科臨床研修をすること</p> <p>② 4年以上眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること</p> <p>③ 施行細則で定める研修内容を完了していること</p>
認定研修施設	三重大学医学部附属病院 三重県立医療センター 市立伊勢総合病院 松阪中央総合病院 市立四日市病院 松阪市民病院 国立三重中央医療センター 三重県立志摩病院 済生会松阪総合病院 山田赤十字病院 山本総合病院 紀南病院 尾鷲総合病院 鈴鹿中央病院 岡波総合病院 名張市立病院 四日市社会保険病院 小山田記念温泉病院
県内の専門医数	29名

キャリアパスの1例

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床研修	一般眼科研修	一般眼科研修、研究	一般眼科研修、研究	一般眼科研修、研究	眼科 sub speciality 研修	眼科 sub speciality 研修
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタッフ他	病院、大学スタッフ他
診療・研修の場	大学病院または研修病院	三重大病院	関連病院	関連病院/三重大病院	三重大病院	(留学)	(留学)
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設		
経歴		大学院入学			大学院修了 学位取得		
資格		眼科学会入会 日本眼科医会入会				眼科専門医受験、取得	

1-2 神経病態内科学

所属大学院	生命医科学専攻神経感覚医学講座神経病態内科学分野
教員	葛原 茂樹 教授
入会必要学会	日本内科学会、日本神経学会
取得可能専門医	神経内科専門医
関係規則 (日本神経学会)	<p>* 神経学会専門医関係規則</p> <p>① 卒後6年以上で受験年の5月末日において本学会会員歴が3年以上あり、初期研修をふくむ臨床研修を6年以上行ったもの</p> <p>② 認定内科医であること((オ)参照)</p> <p>③ 研修内容は、次のいずれかの条件を満たすもの</p> <p>(1) 神経学会の認定した教育施設で3年以上</p> <p>(2) 神経学会の認定した教育施設で2年以上と教育関連施設で1年以上</p> <p>(3) 神経学会の認定した教育関連施設で4年以上</p> <p>* 認定内科医関連規則</p> <p>① 臨床研修2年+教育病院(内科系大学院含)での内科研修1年以上=計3年以上</p> <p>② 臨床研修2年+教育関連病院での内科研修1年以上=計3年以上</p>
認定研修施設 (日本神経学会)	<p>(エ) 神経学会の教育施設・教育関連施設(A群)</p> <p>三重県立総合医療センター、厚生連鈴鹿中央総合病院、三重大学医学部附属病院、国立病院機構三重病院、国立病院機構三重中央センター、厚生連松阪中央総合病院、松阪市民病院、済生会松阪総合病院、市立伊勢総合病院、山田赤十字病院、済生会明和病院、公立紀南病院</p> <p>その他(B群)</p> <p>リハビリ: 国立東京病院リハ科、脳卒中 : 秋田脳研脳卒中診療部、老年科 : 都立老人医療センター、神経心理: 日赤医療センター神経内科、小児神経: 瀬川小児神経クリニック など</p>
県内の専門医数	<p>神経内科専門医: 45名</p> <p>内科専門医・認定医・指導医: 50名</p> <p>老年病専門医: 3名</p> <p>リハビリテーション科専門医・認定医: 5名</p>

キャリアパスの1例

コース1: 内科認定医を取得してから大学院へ入学

コース2: 初期研修終了後、A群の病院で神経内科研修をしてから3年目に大学院へ入学

コース3: 初期研修終了後、3年目に大学院へ入学し、三重大病院を中心に診療・研修

コース4: 内科認定医を取得する年に大学院へ入学

コース5: 神経内科専門医を取得する年以降に大学院へ入学

(*コース2と4では大学院の昼夜開講制を選択)

コース1: 初期研修終了後、3年目に大学院へ入学し、三重大病院を中心に診療・研修

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5, 6年目	7, 8年目
研修内容	初期臨床研修	臨床神経学 脳波・筋電図 神経病理 神経放射線	臨床神経学 脳波・筋電図 神経病理 神経放射線	臨床神経学 神経生理・神経病 理・神経生化学・神 経放射線	臨床神経学 神経生理・神経病 理・神経生化学 神経放射線
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	病院職員
診療・研修の場	大病院または初期 研修病院	三重大病院	三重大病院	三重大病院, A群ま たはB群の病院	三重大病院, A群ま たはB群の病院
施設形態	臨床研修病院	教育施設	教育施設	教育施設 専門研修施設	教育施設 専門研修施設
経歴		大学院入学		大学院修了 学位取得	
資格	内科学会入会	神経学会入会	内科認定医 取得		神経内科 専門医取得

コース2: 初期研修終了後, A 群の病院で神経内科研修をしながら3年目に大学院へ入学

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5, 6年目	7, 8年目
研修内容	初期臨床研修	臨床神経学 脳波・筋電図 神経病理 神経放射線	臨床神経学 脳波・筋電図 神経病理 神経放射線	臨床神経学 神経生理・神経病 理・神経生化学・神 経放射線	臨床神経学 神経生理・神経病 理・神経生化学 神経放射線
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	病院職員
診療・研修の場	三重大病院または 初期研修病院	A 群の病院	A 群の病院	三重大病院	三重大病院, A 群 または B 群の病院
施設形態	臨床研修病院	教育施設	教育施設	教育施設	教育施設 専門研修施設
経歴		大学院入学		大学院修了 学位取得	
資格	内科学会入会	神経学会入会	内科認定医 取得		神経内科 専門医取得

コース3: 内科認定医を取得する年以降に大学院へ入学

年次	1, 2年目	3年目	4, 5年目	6年目	7年目
研修内容	初期臨床研修	臨床神経学 脳波・筋電図 神経病理 神経放射線	臨床神経学 神経生理・神経病理・ 神経生化学・神経放 射線	臨床神経学 神経生理・神経病 理・神経生化学・神 経放射線	臨床神経学 神経生理・神経病 理・神経生化学・神 経放射線
身分	研修医	病院職員	大学院生・ 病院職員	大学院生・ 病院職員	大学院生・ 病院職員
診療・研修の場	初期研修病院	A 群の病院	A 群または B群の病院	三重大病院 この逆も可能	
施設形態	臨床研修病院	教育施設	教育施設 専門研修施設	教育施設	教育施設
経歴			大学院入学		大学院修了 学位取得
資格	内科学会入会	神経学会入会	内科認定医 取得		神経内科 専門医取得

コース4: 神経内科専門医を取得する年以降に大学院へ入るコース

年次	1, 2 年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7, 8 年目
研修内容	初期臨床研修	臨床神経学 脳波・筋電図 神経病理 神経放射線	臨床神経学 脳波・筋電図 神経病理 神経放射線	臨床神経学 神経生理・神経 病理・神経生化学・神経放射線	臨床神経学 神経生理・神経 病理・神経生化学・神経放射線	臨床神経学 神経生理・神経 病理・神経生化学・神経放射線
身分	研修医	病院職員	病院職員	病院職員	大学院生	大学院生
診療・研修の場	初期研修病院	A 群の病院	A 群の病院	A 群の病院	三重大病院	三重大病院
施設形態	臨床研修病院	教育施設	教育施設	教育施設	教育施設	教育施設
経歴					大学院入学	
資格	内科学会入会	神経学会入会	内科認定医 取得		神経内科 専門医取得	

年次	9 年目	10 年目~
研修内容	臨床神経学 神経生理・神経 病理・神経生化学・神経放射線	臨床神経学 神経生理・神経 病理・神経生化学・神経放射線
身分	大学院生	病院職員
診療・研修の場	A 群または B 群の病院	A 群または B 群の病院
施設形態	教育施設 専門研修施設	教育施設 専門研修施設
経歴	大学院修了 学位取得	
資格		

1-3 脳神経外科学

所属大学院	生命医科学専攻神経感覚医学講座脳神経外科学分野
教員	滝 和郎 教授
入会必要学会	なし
取得可能専門医	日本脳神経外科学会専門医(脳神経外科専門医) 日本脳神経血管内治療学会専門医
関係規則 (日本神経学会)	<p>(日本脳神経外科学会)</p> <p>下記のA・B及びCの各項目の条件をみたすものについて資格審査を行い、筆記及び口頭の試験を課する。</p> <p>A 卒後臨床研修2年の後、社団法人日本脳神経外科学会認定の専門医のもとで通算4年以上所定の訓練場所で訓練を経たもの。</p> <p>この間少なくとも3年以上は脳神経外科臨床に専従するものとする。尚関連学科についての訓練は脳神経外科医以外の適当な指導者についてもよい。関連学科とは神経内科学、神経放射線学、神経病理学、神経生理学、神経解剖学、神経生化学、神経薬理学、一般外科学、麻酔学等であり、これらの学科については脳神経外科診療に必要な程度の知識を修得することが要求される。</p> <p>B 研修記録帳に研修記録および研修到達目標を記入し、専門医認定委員会に提出。このうち20例は外傷・奇形・機能的脳手術・脊髄脊椎疾患、20例は腫瘍、20例は動脈瘤・動静脈奇形の直達手術症例であることが望まれる。</p> <p>C 4年以上日本脳神経外科学会の正会員であり、指定訓練場所の長である専門医が日本脳神経外科学会の認定を受ける資格があると認めたもの。</p> <p>(日本脳神経血管内治療学会)</p> <p>1) 日本脳神経外科学会専門医訓練施設(あるいは日本医学放射線学会専門医訓練施設、日本脳神経血管内治療指導医のもと)での5年以上の訓練</p> <p>2) 脳神経血管内治療指導医のもとでの1年以上の専門訓練</p> <p>3) 300 症例以上の診断脳脊髄血管撮影の術者経験</p> <p>4) 脳神経血管内治療専門医または指導医のもとでの、100 症例以上の脳神経血管内治療の経験。このうち、20 例は脳動脈瘤、5 例は脳または脊髄動静脈奇形、5 例は血行再建術(局所線溶療法を含む)、10 例は硬膜または各種動静脈瘤あるいは頭頸部または脊髄腫瘍であること。このうち 20 例以上は術者として経験していること。</p> <p>5) 日本脳神経血管内治療学会の正会員として4年以上</p>
訓練施設 (学会指定)	<p>(日本脳神経外科学会)</p> <p>三重大学医学部附属病院、桑名市民病院、富田浜病院、三重県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、榊原温泉病院、三重中央医療センタ</p>

	<p>一、松阪中央総合病院、松阪市民病院、済生会松阪総合病院、山田赤十字病院、市立伊勢病院、紀南病院、山本第三病院、八尾徳洲会病院、明生病院、松本病院</p> <p>(日本脳神経血管内治療学会)</p> <p>指導医の常勤施設 三重大学医学部附属病院、国立循環器病センター</p> <p>脳神経外科の訓練施設 三重大学医学部附属病院、桑名市民病院、富田浜病院、三重県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、榊原温泉病院、三重中央医療センター、松阪中央総合病院、松阪市民病院、済生会松阪総合病院、山田赤十字病院、市立伊勢病院、紀南病院、山本第三病院、八尾徳洲会病院、明生病院、松本病院</p>
県内の専門医数	<p>(日本脳神経外科学会) 69名</p> <p>(日本脳神経血管内治療学会) 専門医(三重大学関連) 6名(うち2名は指導医)</p> <p>備考: 日本脳神経血管内治療学会の専門医制度事務局は本講座に常設されている。</p>

キャリアパスの一例(脳神経外科専門医)

年次	1, 2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目
研修内容	初期臨床研修	脳神経外科臨床研修、研究	脳神経外科臨床研修、研究	脳神経外科臨床研修、研究	脳神経外科臨床研修、研究	脳神経外科診療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタッフ等
診療・研修の場(例)	三重大学病院	A 病院	三重大学病院	三重大学病院	B 病院	
施設形態	臨床研修病院	指定訓練施設	指定訓練施設	指定訓練施設	指定訓練施設	
経歴		大学院入学			大学院修了	
資格		日本脳神経外科学会入会				専門医受験、取得

キャリアパスの一例(脳神経血管内治療専門医)

年次	1, 2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目
研修内容	初期臨床研修	脳神経外科臨床研修、研究	脳神経血管内治療研修、研究	脳神経血管内治療研修、研究	脳神経血管内治療研修、研究	脳神経血管内治療研修
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタッフ等
診療・研修の場 (例)	三重大学病院	A 病院	三重大学病院	三重大学病院	三重大学病院	
施設形態	臨床研修病院	脳神経外科訓練施設	指導医常勤施設	指導医常勤施設	指導医常勤施設	
経歴		大学院入学			大学院修了	
資格		日本脳神経血管内治療学会 入会				専門医受験、 取得

1-4 精神病態学

所属大学院	生命医科学専攻神経感覚医学講座精神病態分野
教員	岡崎 祐士 教授、小森 照久 助教授
入会必要学会	日本精神神経医学会
取得可能専門医	<p>I <u>基本領域の学会</u></p> <p>1. 日本精神神経学会精神科専門医 平成18年度より発足予定であるが、精神科の専門医の基本となる資格である</p> <p>II. <u>Subspeciality 領域の学会</u></p> <p>1. 日本老年精神医学会専門医 三重大学医学部附属病院精神科神経科病棟が平成16年度より認定施設となった</p> <p>2. 厚生労働省認定「精神保健指定医」 精神保健福祉法に基づく診療、並びに入院治療を行なうことができる資格である</p> <p>3. 日本児童青年精神医学会認定医 全国的に数が少ない児童精神科専門施設である三重県立小児心療センターあすなろ学園との連携の中で修得可能である</p> <p>4. 日本総合病院精神医学会専門医 社会的に重要性のある総合病院精神科医療を担う専門医である</p> <p>5. 日本睡眠学会認定医 三重大学医学部附属病院精神科神経科において睡眠専門外来が稼働している</p>
関係規則	下記参照
訓練施設 (学会指定)	学会別に下記参照
県内の専門医数	下記参照

各専門医の特色とキャリアパス

I. 基本領域の学会

1. 日本精神神経学会精神科専門医を修得する場合

(ア)所属大学院

三重大学大学院医学系研究科・神経感覚医学講座・精神病態学分野

(イ)入会必要学会

日本精神神経学会

(ウ)関係規則(日本精神神経学会)

- ①申請時において本学会の会員であること。
- ②5年間以上の医療従事経験を有すること。
- ③3年間の精神科臨床経験(認定された医療機関)を有すること。

(エ)教育・認定施設

現在、認定審査中である。

(オ)専門医

平成18年度より発足予定

キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床研修	精神科研修	精神科研修、研究	精神科研修、研究	精神科研修、研究	精神科診療	精神科診療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学 スタッフ他	病院、大学 スタッフ他
診療・研修の場(例)	三重大学病院	三重大学大学院	三重大学大学院 (A病院)	三重大学大学院 (A病院)	三重大学大学院	三重大学病院 B病院	三重大学病院 B病院
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設
経歴		大学院入学			大学院修了学位修得		
資格	日本精神神経学会入会				精神科専門医 受験、修得		
期間		精神科専門医研修期間					

II. Subspeciality 領域の学会

1. 日本老年精神医学会専門医を修得する場合

(ア)入会必要学会

日本老年精神医学会

(イ)関係規則(日本老年精神医学会)

- ①申請時において5年間以上本学会員であること。
- ②7年間以上の医療従事経験を有すること。
- ③日本老年精神医学会の認定施設にて研修カリキュラムを終了していること。

(ウ)教育・認定施設

三重大学医学部附属病院、多度あやめ病院

(エ)専門医

三重県下で12名(内指導医4名)

キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床研修	精神科研修	精神科研修、研究	精神科研修、研究	精神科研修、研究	精神科診療	精神科診療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学 スタッフ他	病院、大学 スタッフ他
診療・研修の場(例)	三重大学病院	三重大学大学院	三重大学大学院 (A病院)	三重大学大学院 (A病院)	三重大学大学院	三重大学病院 B病院	三重大学病院 B病院
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設
経歴		大学院入学			大学院終了学位修得		
資格	日本精神神経学会入会	日本老年精神医学会入会			精神科専門医 受験、修得		日本老年精神医学会専門医受験、 修得
期間		精神科専門医研修期間				日本老年精神医学会専門医 研修期間	

2. 厚生労働省認定「精神保健指定医」を修得する場合

(ア)入会必要学会

なし

(イ)関係規則

- ①5年間以上の医療従事経験を有すること。
- ②3年間の精神科臨床経験(一定基準を満たしている医療機関)を有すること。
- ③ケースレポート(8例:措置入院並びに医療保護入院症例)を提出する。

(ウ)教育・認定施設

・精神科単科病院

水口病院、多度あやめ病院、北勢病院、東員病院、大仲さつき病院、総合心療センターひなが、水沢病院、鈴鹿厚生病院、三重県立こころの医療センター、三重県立小児心療センターあすなろ学園、独立行政法人国立病院機構榊原病院、久居病院、松阪厚生病院、南勢病院、熊野病院、信貴山病院分院上野病院

(エ)精神保健指定医

三重県下で138名

キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床研修	精神科研修	精神科研修、研究	精神科研修、研究	精神科研修、研究	精神科診療	精神科診療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタッフ他	病院、大学スタッフ他
診療・研修の場(例)	三重大学病院	三重大学大学院	三重大学大学院(A病院)	三重大学大学院(A病院)	三重大学大学院	三重大学病院B病院	三重大学病院B病院
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設
経歴		大学院入学			大学院修了学位修得		
資格	日本精神神経学会入会				精神科専門医受験、修得	精神保健指定医修得	
期間		精神科専門医研修期間					

(カ)資格としての特性

精神保健福祉法に基づく診療、並びに入院治療を行なうことができる資格である。

3. 日本児童青年精神医学会認定医を修得する場合

(ア)入会必要学会

日本児童青年精神医学会

(イ)関係規則(日本児童青年精神医学会)

- ①申請時において5年間以上本学会員であること。
- ②2年間以上の一般精神科、3年以上の児童青年精神科を含む5年以上の医療従事経験を有すること。
- ③所定の認定申請手続きを行い、審査委員会の認定試験および審査に合格すること。

(ウ)教育施設

三重県立小児心療センターあすなろ学園、独立行政法人国立病院機構榊原病院

(エ)専門医

三重県下で2名

キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7,8年目	9,10年目
研修内容	初期臨床研修	精神科研修	精神科研修、研究	精神科研修、研究	精神科研修、研究	精神科診療	精神科診療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタッフ他	病院、大学スタッフ他
診療・研修の場(例)	三重大学病院	三重大学大学院	三重大学大学院(A病院)	三重大学大学院(A病院)	三重大学大学院	三重大学病院B病院	三重大学病院B病院
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設
経歴		大学院入学			大学院修了学位修得		
資格	日本精神神経学会入会	日本児童青年精神医学会入会			精神科専門医受験、修得		日本児童青年精神医学会認定医受験、修得
期間		精神科専門医研修期間				日本児童青年精神医学会専門医研修期間	

4. 日本総合病院精神医学会専門医を修得する場合

(ア)入会必要学会

日本総合病院精神医学会

(イ)関係規則(日本総合病院精神医学会)

- ①申請時において3年間以上本学会員であること。
- ②3年以上の総合病院精神科での医療従事経験を有すること。
- ③精神保健指定医の資格を有すること。
- ④所定の認定申請手続きを行い、審査委員会の認定試験および審査に合格すること。

(ウ)教育施設

三重大学医学部附属病院、三重県立総合医療センター、松阪中央総合病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、三重県立志摩病院、山田赤十字病院

(エ)専門医

三重県下において5名(内指導医1名)

キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7,8年目	9年目
研修内容	初期臨床研修	精神科研修	精神科研修、研究	精神科研修、研究	精神科研修、研究	精神科診療	精神科診療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタッフ他	病院、大学スタッフ他
所属 (臨床研修病院)	三重大学病院	三重大学大学院	三重大学大学院 (A病院)	三重大学大学院 (A病院)	三重大学大学院	三重大学病院 B病院	三重大学病院 B病院
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設
経歴		大学院入学			大学院修了 学位修得		
資格	日本精神神経学会 入会	日本児童青年精神医学会 入会			精神科専門医受験、修得	精神保健指定医修得	日本総合病院精神医学会認定医受験、修得

期間		精神科専門医研修期間	日本総合病院精神医学会専門医研修期間
----	--	------------	--------------------

5. 日本睡眠学会認定医を修得する場合

(ア)入会必要学会

日本睡眠学会

(イ)関係規則(日本睡眠学会)

- ①申請時において3年間以上本学会員であること。
- ②2年以上の睡眠医療に関する医療従事経験を有すること。
- ③所定の認定申請手続きを行い、審査委員会の認定試験および審査に合格すること。

(ウ)教育施設

三重大学医学部附属病院

(エ)専門医

三重県下において1名

キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床研修	精神科研修	精神科研修、研究	精神科研修、研究	精神科研修、研究	精神科診療	精神科診療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタッフ他	病院、大学スタッフ他
所属 (臨床研修病院)	三重大学病院	三重大学大学院	三重大学大学院 (A病院)	三重大学大学院 (A病院)	三重大学大学院	三重大学病院 B病院	三重大学病院 B病院
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設
経歴		大学院入学			大学院修了・学位修得		
資格	日本精神神経学会入会	日本睡眠学会入会			精神科専門医受験、修得		日本睡眠学会認定医受験、修得
期間		精神科専門医研修期間				日本睡眠学会認定医研修期間	

2. 病態解明医学講座

2-1 麻酔集中治療学

所属大学院	生命医科学専攻病態解明医学講座麻酔集中治療学分野
教員	丸山一男 教授
入会必要学会	日本麻酔科学会
取得可能専門医	日本麻酔科学会専門医
関係規則 (日本麻酔科学会)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 認定医として、2年以上麻酔科関連業務に専従していること 2) 認定病院で1年以上かたよらない麻酔管理業務に専従していること 3) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日の間に、所定の研究実績を取得していること 4) 筆記試験、口頭試験、実技試験、に合格すること (認定医資格) <ol style="list-style-type: none"> 1) 申請時に日本麻酔科学会(以下麻酔科学会)正会員であること。 2) 標榜麻酔科医(以下標榜医)あるいは標榜医の申請中であること。 * 麻酔科標榜医:麻酔指導医施設で麻酔科に所属し2年間研修した場合に、書類審査で厚生省より認められる麻酔標榜許可を得ている医師
認定研修施設	三重大学医学部附属病院
県内の専門医数	専門医3名 指導医4名(指導医は専門医取得後5年以上の指導実績を必要とする)

キャリアパスの1例(一例ですので、個々に相談に応じコース設定いたします)

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床研修	麻酔研修	麻酔研修	麻酔研修 ICU	麻酔研修 ICU	麻酔・ICU	
身分	研修医	大学院生 (研究準備)	大学院生 (研究)	大学院生 (研究)	大学院生 (研究)	医員、助手	医員、助手
診療・研修の場	大学病院または 研修病院	三重大病院	三重大病院	三重大病院 ICU	三重大病院 ICU		
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設		
経歴		大学院入学			大学院修了 学位取得		
資格		麻酔学会入会		認定医			専門医

2-2 小児発達医学

所属大学院	生命医科学専攻病態解明医学講座小児発達分野
教員	駒田 美弘 教授、東 英一 助教授、堀 浩樹 助教授
入会必要学会	日本小児科学会
取得可能専門医	日本小児科学会専門医、日本血液学会専門医、日本アレルギー学会専門医、日本感染症学会専門医、日本小児神経学会専門医、日本周産期・新生児医学会新生児専門医、日本内分泌学会専門医、日本糖尿病学会専門医、日本腎臓学会専門医
関係規則	後記参照
認定研修施設	後記参照
県内の専門医数	後記参照

1. 日本小児科学会専門医を取得する場合

(ア) 入会必要学会

日本小児科学会

(イ) 関係規則

次の各号に該当する医師であって、試験運営委員会の実施する筆記試験、症例要約評価、面接試験および審査に合格したものを専門医として認定する。

- (1) 試験当日に学会会員であり、学会会員歴が引続き3年以上、もしくは通算して5年以上であるもの。
- (2) 2年間の卒後臨床研修を受け、その後さらに小児科専門医制度で定められた小児科臨床研修を3年以上受けたもの。もしくは小児科臨床研修を5年以上受けたもの。

(ウ) 教育施設(三重大学小児科関連施設)

三重大学医学部附属病院(三重県内の関連病院はすべて日本小児科学会専門医研修・三重大学医学部附属病院小児科関連施設として登録)

国立病院機構三重病院

国立病院機構三重中央医療センター

三重県立総合医療センター

山田赤十字病院

(エ) 専門医数(三重大学小児科関連施設所属小児科医師) 約70名

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5-8年目
研修内容	初期臨床研修	一般小児科 /NICU 研修	一般小児科 研修/研究	小児科専門領域
身分	研修医	医員	医員	大学院生
診療・研修の場	大病院または初期 研修病院	三重病院/三重中 央医療センター	地域の小児医療セ ンター	三重大学大学院
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	教育施設 専門研修施設
学位				5年次大学院入学 8年修了時学位取得
専門医		学会入会		5年修了時受験
小児科専門医認定期間(5年)				

キャリアパスの一例

2. 日本血液学会専門医を取得する場合

(ア) 入会必要学会

日本小児科学会、日本血液学会

(ウ) 関係規則(専門医師試験受験資格)

日本血液学会専門医として認定を受けようとする者は、次の各号に掲げるすべてに該当し、かつ本学会の実施する専門医認定試験を受験しなければならない。(1)日本内科学会認定医又は日本小児科学会専門医である者

(2)日本内科学会又は日本小児科学会の認定医を取得後、本学会が認定した研修施設において臨床血液学の研修を3年以上行った者

(3) 申請時に継続して3年以上本学会会員である者

(4) 臨床血液学に関係した筆頭者として学会発表又は論文が2つ以上ある者

(オ) 教育施設(三重大学小児科関連施設)

三重大学医学部附属病院

(オ) 専門医数(三重大学小児科関連施設所属小児科医師) 7名

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5-8年目
研修内容	初期臨床研修	一般小児科 /NICU 研修	一般小児科 研修/研究	小児科専門領域
身分	研修医	医員	医員	大学院生
診療・研修の場	大病院または初期 研修病院	三重病院/三重中 央医療センター	地域の小児医療セ ンター	三重大学大学院
施設形態	臨床研修病院	小児科専門医 認定施設	小児科専門医 認定施設	小児科専門医認定施設 血液専門医認定施設
学位				5年次大学院入学 8年修了時学位取得
専門医		小児科学会入会		5年修了時小児科専門医取得 6年次血液学会入会 8年修了時血液専門医取得
	小児科専門医認定期間(5年)			血液専門医 研修期間(3年)

キャリアパスの一例

3. 日本アレルギー学会専門医を取得する場合

(ア)入会必要学会

日本小児科学会、日本アレルギー学会

(イ)関係規則(専門医師試験受験資格)

「専門医」として認定を受けるためには次の各号が必要条件である。

- (1) 日本国の医師免許を持つ医師であること
- (2) 認定時に引き続き5年以上日本アレルギー学会の会員であること
- (3) 内科、小児科、耳鼻咽喉科、皮膚科、眼科、その他の基盤学会の専門医(認定医)資格の認定を受けていること。基盤学会認定資格取得後、内科は3年以上、小児科・皮膚科・耳鼻咽喉科・眼科は1年以上、計6年以上の臨床研修歴を要する(他学会の専門医もこれに準ずる)。この研修歴6年の内、通算3年以上は日本アレルギー学会認定教育施設において、日本アレルギー学会指導医または専門医のもとでの、所定のカリキュラムに従ったアレルギー学の臨床研修を必須とする。

(ウ)教育施設(三重大学小児科関連施設)

三重大学医学部附属病院

国立病院機構三重病院

(エ) 専門医数(三重大学小児科関連施設所属小児科医師) 4名

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5-8年目
研修内容	初期臨床研修	一般小児科 /NICU 研修	一般小児科 研修/研究	小児科専門領域
身分	研修医	医員	医員	大学院生
診療・研修の場	大病院または初期 研修病院	三重病院/三重中 央医療センター	地域の小児医療セ ンター	三重大学大学院 三重病院臨床研究部
施設形態	臨床研修病院	小児科専門医 認定施設	小児科専門医 認定施設	小児科専門医認定施設 アレルギー専門医認定施設
学位				5年次大学院入学 8年修了時学位取得
専門医		小児科学会入会	アレルギー学会入 会	5年修了時小児科専門医取得 8年修了時アレルギー専門医取得
	小児科専門医認定期間(5年)			アレルギー専門医 研修期間(3年)

キャリアパスの一例

4. 日本感染症学会専門医を取得する場合

(ア) 入会必要学会

日本小児科学会、日本感染症学会

(イ) 関係規則

(1) 基本領域学会専門医(認定医)に認定された後、基本領域学会の研修年限を含めて6年以上を経た者。

(2) 感染症の臨床に修練を積んでいること。

a. 感染症の臨床に関して、一定以上の経験があること。

b. 感染症の臨床に関して、筆頭者としての論文発表1篇、学会発表2篇、計3篇あること。

(3) 日本感染症学会会員歴5年以上で、この間、会費を完納している者。

(ウ)教育施設(三重大学小児科関連施設)

三重大学医学部附属病院

国立病院機構三重病院

(オ) 専門医(三重大学小児科関連施設所属小児科医師) 4名

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5-8年目
研修内容	初期臨床研修	一般小児科 /NICU 研修	一般小児科 研修/研究	小児科専門領域
身分	研修医	医員	医員	大学院生
診療・研修の場	大病院または初期 研修病院	三重病院/三重中 央医療センター	地域の小児医療セ ンター	三重大学大学院 三重病院臨床研究部
施設形態	臨床研修病院	小児科専門医 認定施設	小児科専門医 認定施設	小児科専門医認定施設
学位				5年次大学院入学 8年修了時学位取得
専門医	2年次感染症学会 入会	小児科学会入会		5年修了時小児科専門医取得 6年修了時感染症専門医試験
	小児科専門医認定期間(5年)			
	感染症専門医認定期間(6年)			

キャリアパスの一例

5. 日本小児神経学会専門医を取得する場合

(ア)入会必要学会

日本小児科学会、日本小児神経学会

(イ)関係規則(専門医試験受験資格)

- (1) 会員歴が連続して5年以上ある者。
- (2) 最近5年間に自ら診療に従事し、到達目標にかなった小児神経疾患患者 30 例の症例要約と、その症例詳細報告5例を提出すること。
- (3) 小児神経科専門医資格を有する本学会評議員の推薦状を提出すること。
- (4) 最近5年間に研修単位が 50 単位以上あること。さらに次の2項を満たすこと。
 - a. 最近5年間に本学会総会、小児神経学セミナーまたは学会が認めた地方会に出席した合計が 20 単位以上あること。但し、本学会総会出席が1回以上あること。
 - b. 総会および地方会、関連学会に演者として2回以上発表し、小児神経学に関する論文(筆頭)を執筆した業績があること。
- (5) 日本専門医認定制機構に加盟している基本領域の学会の認定医(専門医)資格を有すること。

(ウ) 教育施設(三重大学小児科関連施設)

三重大学医学部附属病院

国立病院機構三重病院

国立病院機構鈴鹿病院

国立病院機構三重中央医療センター

山田赤十字病院

(エ)専門医(三重大学小児科関連施設所属小児科医師) 5 名

キャリアパスの一例

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5-8年目
研修内容	初期臨床研修	一般小児科 /NICU 研修	一般小児科 研修/研究	小児科専門領域
身分	研修医	医員	医員	大学院生
診療・研修の場	大病院または初期 研修病院	三重病院/三重中 央医療センター	地域の小児医療セ ンター	三重大学大学院 三重病院臨床研究部 三重中央医療センター臨床研究部
施設形態	臨床研修病院	小児科専門医 認定施設	小児科専門医 認定施設	小児科専門医認定施設 小児神経専門医認定施設
学位				5年次大学院入学 8年修了時学位取得
専門医		小児科学会入会 小児神経学会入会		5年修了時小児科専門医取得 7年次以降小児神経専門医受験
	小児科専門医認定期間(5年)			
	感染症専門医認定期間(5年)			

6. 日本周産期・新生児医学会新生児専門医を取得する場合

(ア) 入会必要学会

日本小児科学会、日本周産期・新生児医学会

(イ) 関係規則(専門医試験受験資格)

- (1) 日本国医師免許を有すること。
- (2) 日本産婦人科学会、日本小児科学会、日本小児外科学会のいずれかの専門医であること。
- (3) 申請の時点で、3年以上継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納していること。
- (4) 認定研修施設における3年間の研修を終了、付則に定める臨床経験を持っていること。
- (5) 本学会が認める周産期医学、周産期医療に関連する原著論文1編以上を筆頭著者として査読制度のある雑誌に発表していること。
- (6) 本学会が認める周産期医学関連学会に所定の回数、参加し、かつ筆頭演者として発表を行っていること。
- (7) 研修届出を行い、所定の研修報告書を毎年、提出していること。

(ウ) 教育施設(三重大学小児科関連施設)

三重大学医学部附属病院
 国立病院機構三重中央医療センター
 三重県立総合医療センター
 山田赤十字病院

(エ) 専門医(三重大学小児科関連施設所属小児科医師) 新規制度

キャリアパスの一例

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5-8年目
研修内容	初期臨床研修	一般小児科 /NICU 研修	一般小児科 研修/研究	小児科専門領域
身分	研修医	医員	医員	大学院生
診療・研修の場	大病院または初期 研修病院	三重病院/三重中 央医療センター	地域の小児医療セ ンター	三重大学大学院 三重中央医療センター臨床研究部
施設形態	臨床研修病院	小児科専門医 認定施設	小児科専門医 認定施設	小児科専門医認定施設 新生児専門医認定施設
学位				5年次大学院入学 8年修了時学位取得
専門医		小児科学会入会		5年修了時小児科専門医取得 5年次新生児学会入会 7年修了時新生児専門医試験受 験
	小児科専門医認定期間(5年)			
				新生児専門医 認定期間(3年)

7. 日本内分泌学会専門医を取得する場合

(ア) 入会必要学会

日本小児科学会、日本内分泌学会

(イ) 関係規則(専門医試験受験資格)

- (1) 申請時において、継続4年以上本学会の会員であること。
(留学等の理由により休会にしていた場合には、休会期間中の年数を継続年数に加算することはできません。当年度まで連続して年会費の納入があった年数が継続年数となります。)
- (2) 申請時において、基幹学会の認定医(または専門医)として認められている者。内科系にあつては日本内科学会認定医、小児科系にあつては日本小児科学会の専門医として認められている者。
- (3) 内科系にあつては、内科認定研修の課程を終了後、申請時まで3年以上、日本内分泌学会認定教育施設において内分泌代謝科指導医の指導のもとで内分泌代謝疾患の診療に従事している者。小児科系にあつても内科系の内分泌学会専門医資格の研修期間に準じるが、小児科専門医資格の研修期間を含めた研修期間を6年以上とする。
- (4) 内分泌代謝疾患臨床に関する学会発表、又は論文発表が5編以上あり、少なくとも2編は筆頭者であること。
- (5) 内分泌代謝疾患相当例以上の入院および外来の診療経験を有する者。

(ウ)教育施設(三重大学小児科関連施設)

三重大学医学部附属病院

国立病院機構三重病院

(エ)専門医(三重大学小児科関連施設所属小児科医師) 0名

キャリアパスの一例

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5-8年目
研修内容	初期臨床研修	一般小児科 /NICU 研修	一般小児科 研修/研究	小児科専門領域
身分	研修医	医員	医員	大学院生
診療・研修の場	大病院または初期 研修病院	三重病院/三重中 央医療センター	地域の小児医療セ ンター	三重大学大学院 三重病院臨床研究部
施設形態	臨床研修病院	小児科専門医 認定施設	小児科専門医 認定施設	小児科専門医認定施設 内分泌専門医認定施設
学位				5年次大学院入学 8年修了時学位取得
専門医		小児科学会入会		5年修了時小児科専門医取得 5年次内分泌学会入会 8年修了時内分泌専門医試験受 験
	小児科専門医認定期間(5年)			
				内分泌専門医認定 期間(3年)

8. 日本糖尿病学会専門医を取得する場合

(ア)入会必要学会

日本小児科学会、日本糖尿病学会

(イ)関係規則(専門医試験受験資格)

- (1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
- (2) 申請時において連続3年以上本学会の会員であること。
- (3) 認定内科医研修の過程を終了後、あるいは小児科専門医研修の過程を3年以上終了後、この規則により認定された認定教育施設において3年以上の期間にわたって常勤者として糖尿病臨床研修を行っていること。糖尿病の研修開始時に研修同意書を提出し、その後研修カリキュラムの内容に沿った糖尿病の研修を学会認定施設により行ったことを証明しうること。
- (4) 申請時において、日本内科学会認定医、または日本小児科学会の専門医として認定されていること。

- (5) 糖尿病に関する、筆頭者としての学会発表または論文が 2 編以上あること、なお、学会、雑誌に関しては、施行細則に定める。なお同一学会或いは合同学会において複数回発表行っても 1 回のみ計算とする。
- (6) 入院糖尿病患者 40 症例以上(ただし、小児では 10 症例以上)の治療経験を有すること。

(ウ)教育施設(三重大学小児科関連施設)

三重大学医学部附属病院

国立病院機構三重病院

(エ)専門医数(三重大学小児科関連施設所属小児科医師) 0 名

キャリアパスの一例

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5-8年目
研修内容	初期臨床研修	一般小児科 /NICU 研修	一般小児科 研修/研究	小児科専門領域
身分	研修医	医員	医員	大学院生
診療・研修の場	大病院または初期 研修病院	三重病院/三重中 央医療センター	地域の小児医療セ ンター	三重大学大学院 三重病院臨床研究部
施設形態	臨床研修病院	小児科専門医 認定施設	小児科専門医 認定施設	小児科専門医認定施設 糖尿病専門医認定施設
学位				5年次大学院入学 8年修了時学位取得
専門医		小児科学会入会		5年修了時小児科専門医取得 6年次糖尿病学会入会 8年修了時内分泌専門医試験受 験
	小児科専門医認定期間(5年)			
				糖尿病専門医認定 期間(3年)

9. 日本腎臓学会専門医を取得する場合

(ア)入会必要学会

日本小児科学会、日本腎臓学会

(イ)関係規則(専門医試験受験資格)

- (1) 本邦の医師免許を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
- (2) 本会の会員歴が継続して5年以上であること。
- (3) (社)日本内科学会認定医取得後3年以上、(社)日本小児科学会専門医、(社)日本外科学会専門医及び(社)日本泌尿器科学会専門医は取得後1年以上であること。
- (4) 本会が指定する研修施設において、別に定める研修カリキュラムに基づく研修を3年以上行っていること。

(エ)教育施設(三重大学小児科関連施設)

三重大学医学部附属病院

国立病院機構三重病院

(オ) 専門医数(三重大学小児科関連施設所属小児科医師) 1名

キャリアパスの一例

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5-8年目
研修内容	初期臨床研修	一般小児科 /NICU 研修	一般小児科 研修/研究	小児科専門領域
身分	研修医	医員	医員	大学院生
診療・研修の場	大病院または初期 研修病院	三重病院/三重中 央医療センター	地域の小児医療セ ンター	三重大学大学院 三重病院臨床研究部
施設形態	臨床研修病院	小児科専門医 認定施設	小児科専門医 認定施設	小児科専門医認定施設 腎臓専門医認定施設
学位				5年次大学院入学 8年修了時学位取得
専門医		小児科学会入会		5年修了時小児科専門医取得 5年次腎臓学会入会 8年修了時腎臓専門医試験受験
	小児科専門医認定期間(5年)			
				腎臓専門医認定期 間(3年)

2-3 腫瘍病態解明学

所属大学院	生命医科学専攻病態解明医学講座腫瘍病態解明学分野
教員	白石 泰三 教授
入会必要学会	
取得可能専門医	
関係規則	
認定研修施設	
県内の専門医数	

2-4 皮膚医学

所属大学院	生命医科学専攻病態解明医学講座皮膚医学分野
教員	水谷 仁 教授
入会必要学会	
取得可能専門医	
関係規則	
認定研修施設	
県内の専門医数	

2-5 臨床検査医学

所属大学院	生命医科学専攻病態解明医学講座臨床検査医学分野
教員	登 勉 教授
入会必要学会	日本臨床検査医学会
取得可能専門医	臨床検査専門医
関係規則	
認定研修施設	
県内の専門医数	5名

キャリアパスの1例

年次	1-2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
研修内容	初期臨床研修	臨床研修	臨床研修	臨床研修 研究	臨床研修 研究	臨床研修
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	
所属	研修病院	関連病院	関連病院	三重大病院	三重大病院	
施設形態	臨床研修病院	一般病院	一般病院	臨床検査研修施設	臨床検査研修施設	
経歴		大学院 入学			大学院終了 学位取得	
資格	臨床検査医学 会入会					臨床検査専門医 受験、取得

2-6 生殖病態生理学

所属大学院	生命医科学専攻病態解明医学講座生殖病態生理学分野
教員	佐川 典正 教授、杉山 隆 助教授
入会必要学会	日本産科婦人科学会他(下記参照)
取得可能専門医	日本産科婦人科学会専門医、日本産科婦人科内視鏡学会技術認定医、日本周産期・新生児医学会周産期専門医(母体・胎児)
関係規則	下記参照
認定研修施設	下記参照
県内の専門医数	下記参照

1. 日本産科婦人科学会専門医を取得する場合

(ア)所属大学院

三重大学大学院生命医科学専攻・病態修復医学講座・女性骨盤外科学
同 病態解明医学講座・生殖病態生理学

(イ)入会必要学会

日本産科婦人科学会

(ウ)関係規則(日本産科婦人科学会)

- ① 通算5年以上本会の会員である者。(初期臨床研修の2年間は本学会の会員でなくてもこれに含めることができる。)
- ② 学会指定の卒後研修指導施設で、卒後研修目標に添って通算5年以上の臨床研修を終了した者。

(エ)教育施設

三重大学医学部附属病院、山本総合病院、県立総合医療センター、市立四日市病院、四日市社会保険病院、鈴鹿中央総合病院、三重中央医療センター、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、山田赤十字病院

(オ)専門医

三重県内147名

キャリアパスの一例

年次	1,2 年目	3 年目	4、5 年目	6 年目	7 年目	8,9 年目	10 年目
研修内容	初期臨床 研修	産婦人科学臨 床研修 研究	産婦人科学臨 床研修 研究	産婦人科学臨 床研修 研究	産婦人科学臨 床研修 研究	産婦人科学臨 床研修 研究	産婦人科学臨 床研修 研究
身分	研修医	医員	スタッフ	大学院	大学院	大学院	スタッフ
所属(例)	大学病院 ローテート	大学病院	A病院	大学病院	大学病院	大学病院	大学病院 or B病院
施設形態	臨床研修 病院	認定施設	認定施設	専門医指導 施設	専門医指導施 設	専門医指導施 設	専門医指導施 設
経歴		産婦人科 専攻		大学院入学		大学院修了	
資格		産婦人科学会 入会		産婦人科専門 医受験			
	専門医研修期 間(前期)	専門医研修期 間(後期)	専門医研修期 間(後期)				

2. 日本産科婦人科内視鏡学会技術認定医を取得する場合

(ア) 所属大学院

三重大学大学院生命医科学専攻・病態修復医学講座・女性骨盤外科学
同 ・病態解明医学講座・生殖病態生理学

(イ) 入会必要学会

日本産科婦人科学会、日本産科婦人科内視鏡学会

(ウ) 関係規則(日本産科婦人科内視鏡学会)

- ① 日本産科婦人科学会専門医であること。
- ② 通算3年以上本会の会員である者。
- ③ 通算2年以上の産婦人科内視鏡下手術修練を行っていること。
- ④ 術者として100例以上の内視鏡下手術経験を有すること。
- ⑤ 資格認定施行細則に定める業績を有すること。

(エ) 教育施設

三重大学医学部附属病院、県立志摩病院

(オ) 専門医

三重県内 0名

キャリアパスの一例

年次	1,2 年目	3,4,5 年目	6,7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
研修内容	初期臨床研修	産婦人科学臨床研修 研究	産婦人科学臨床研修 研究	産婦人科学臨床研修 研究	産婦人科学臨床研修 研究	産婦人科学臨床研修 研究
身分	研修医	医員	大学院	大学院	大学院	スタッフ他
所属(例)	大学病院	A 病院	大学病院	大学病院	大学病院	大学病院
施設形態	臨床研修病院		指導施設	指導施設		
経歴			産婦人科専門医受験 大学院入学		大学院修了	
資格		産婦人科学科 入会	内視鏡学会 入会		指導医受験	
			専門医研修期間	専門医研修期間		

3. 日本周産期・新生児医学会周産期専門医(母体・胎児)を取得する場合

(ア) 所属大学院

同 ・病態解明医学講座・生殖病態生理学

(イ) 入会必要学会

日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会

(ウ) 関係規則(日本周産期・新生児医学会)

- ① 日本産科婦人科学会専門医であること。
- ② 通算3年以上本会の会員である者。
- ③ 資格認定施行細則に定める業績を有すること。
- ④ 所定の期間、本学会が認定する研修施設(以下に示す教育施設)での臨床研修を修了していること。

(エ)教育施設

三重大学医学部附属病院、三重中央医療センター

(オ)暫定専門医

三重県内 3名

(カ)暫定指導医

三重県内 3名

キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3,4,5年目	6年目	7年目	8,9年目	10年目
研修内容	初期臨床研修	産婦人科学臨床研修 研究	産婦人科学臨床研修 研究	産婦人科学臨床研修 研究	産婦人科学臨床研修 研究	産婦人科学臨床研修 研究
身分	研修医	医員	大学院	大学院	大学院	スタッフ他
所属(例)	大学病院	A病院	大学病院	大学病院	大学病院	大学病院
施設形態	臨床研修病院		認定施設	認定施設	認定施設	
経歴		大学院入学	産婦人科専門医受験 大学院入学		大学院修了	
資格		学会入会			専門医受験博士修得	
		専門医研修期間	専門医研修期間			

4. 母体保護法指定医を取得する場合

(ア)所属大学院

同 ・病態解明医学講座・生殖病態生理学

(イ)入会必要学会

日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会

(ウ)関係規則(日本産婦人科医会)

- ① 医師免許取得後5年以上経過しており産婦人科研修を3年以上受けた者または日本産科婦人科学会専門医の資格を有する者。
- ② 研修期間中に、30例以上の人口妊娠中絶術または流産手術の実施指導を受けた者。
- ③ 日本産婦人科医会の会員である者。

(エ)教育施設

三重大学医学部附属病院、県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、三重中央医療センター、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、山田赤十字病院

(オ)専門医

三重県内138名

キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3,4,5年目	6年目	7年目	8,9年目	10年目
研修内容	初期臨床研修	産婦人科学臨床研修 研究	産婦人科学臨床研修 研究	産婦人科学臨床研修 研究	産婦人科学臨床研修 研究	産婦人科学臨床研修 研究
身分	研修医	医員	大学院	大学院	大学院	スタッフ他
所属(例)	大学病院	A病院	大学病院	大学病院	大学病院	大学病院
施設形態	臨床研修病院		認定施設	認定施設		
経歴			産婦人科専門医取得 大学院入学		大学院修了	
資格		産科婦人科学会入会	専門医受験			
		専門医研修期間	専門医研修期間			

2-7 腫瘍集学治療学

所属大学院	生命医科学専攻病態解明医学講座腫瘍集学治療学分野
教員	内田 淳正 教授
入会必要学会	日本整形外科学会他
取得可能専門医	日本整形外科学会専門医、リウマチ関節外科認定医、日本スポーツ医、日本整形外科学会認定スポーツ医、日本整形外科学会認定リウマチ医
関係規則	後記参照
認定研修施設	後記参照
県内の専門医数	後記参照

整形外科における専門医、認定医制度

日本整形外科学会は下記に示す規約に基づき専門医を認定しています。日本整形外科学会は複数の専門学科の基礎学会ともなっており、以下に示すように所属学会が日本整形外科学会専門医を対象にそれぞれの専門医、認定医制度を運用、あるいは準備しています。

1. 日本整形外科学会専門医制度規則

1. 専門医申請資格に関する規則

専門医の認定を申請する者は、次の各条件を満たしていることを必要とする。

- (1) 申請時において6年以上引き続き正会員であること。
- (2) 本規則に定めた研修期間、研修内容、研修施設の研修条件を満たしていること。

(研修期間)

認定資格を得るための研修期間は、6年以上とする。ただし、1施設における研修期間が6年未満の場合は、研修期間合計が6年以上であることを証明するに足る複数施設の証明書を必要とする。

2 全研修期間のうち3年間は、認定された研修施設(以下「研修施設」という。)において、専門医の指導のもとで臨床研修することを必要とする。ただし、3年間のうち6ヶ月間は、特定短期研修施設での研修を認める。

3 大学院学生の研修期間については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 整形外科関連の基礎研究期間は、前項の3年間以外の研修期間の一部として認めることがある。その承認のためには、大学院名、在学期間研究題目、指導教官名等を記載した大学院履修、中途退学、または修了(学位取得)証明書を提出しなければならない。
- (2) 臨床研究を行った在学期間については、研修施設における研修期間として認めることがある。その承認のためには、前号に定める証明書ならびに当該期間内の研究内容に関する指導教官の報告書を提出しなければならない。

2. 専門医を取得するための研修内容等に関する規則

研修の内容は、別に定める「整形外科卒後研修ガイドライン」による。

前項に定めるもののほか、次の各号に定めるところにより全研修期間中に主発表者として1回以上の学術集会での発表を行うことが必要とする。

(1) 学術雑誌とは、日本整形外科学会雑誌のほか、地区別専門雑誌、学会専門医が編集委員などをつとめる医書出版社より発行される専門雑誌、大学医学部または医科大学発行の学術雑誌およびこれらに相当する外国の学術雑誌とする。そのほかに発表された論文についても委員会および専門医制度委員会の審査により同等とみなすことがある。

(2) 学術集会とは、日本整形外科学会学術集会のほか、地区別専門学会、日本整形外科学会が主催ないし後援する学術集会および研究会を含むものとする。そのほかの学術集会における発表も委員会および専門医制度委員会の審査により同等とみなすことがある。

3 10例の診療記録を作成する。これらは第1項の卒後研修ガイドラインに掲げられた研修内容に該当する症例であることを必要とする。

4 研修期間中に、本学会が認定する教育研修会に出席し、所定の手続きにより24単位を取得する。

5 全研修期間中の研修内容等を、所定の研修手帳に記載する。

(研修施設)

研修施設は、一般研修施設および特定短期研修施設(以下「研修施設」という)とし、認定の条件は、次項および第3項に規定する。

2 一般研修施設は、総合病院または整形外科を標榜科目に含む病院で、整形外科入院患者が常時20名以上いること、または肢体不自由児(者)施設の場合、入院患者が常時20名以上いることを必要とする。ただし、いずれの施設も、整形外科診療を適切に行い得るに十分な施設を有し、滑、研修指導に当たる専門医が常勤し、検査室および図書室ならび病歴の記録管理が整備されていることを必要とする。

3. 特定短期研修施設は、整形外科入院患者が20名未満であっても整形外科および関連の特定専門領域(整形外科の中での特定専門領域)においてその診療内容が一般研修施設と同程度かそれ以上の水準にあり、研修指導に当たる専門医が常勤し、医科の各号の要件を満たすものとする。

(1) 指導に当たる専門医は、特定専門領域の関連学術団体においてその業績を全国レベルで評価されている正会員で、専門医資格取得後5年以上の関連学術団体(在籍期間)を有している。

(2) 申請施設からこの2年間に、1編以上の学術集会報告を、特定専門領域の関連学術集会(地域の談話会、研究会は除く)において発表をしている。

(3) 申請施設からこの2年間に、1篇以上の特定専門領域の学術論文を、全国レベルの学術雑誌に発表している。

(4) 学術集会発表および学術論文は、申請施設での臨床例をもとに指導に当たる専門医が関与して作成されている。

(5) 図書が適切に整備されている。

4. 研修施設の申請は、施設長またはこれに準ずるものが行う。

5. 申請には、研修認定申請書(別紙様式2または3)と施設内用説明書を中央委員会に提出する。

6. 研修施設の申請は、随時行うことができる。ただし、委員会が必要と認めた場合は、臨時審査を行うことができる。
7. 委員会は2年ごとに研修施設の再審査を行う。ただし、委員会が必要と認めた場合は、随時再審査を行うことができる。
8. 施設認定条件に変動が生じた場合、施設庁は直ちに中央委員会に報告しなければならない。これにより中央委員会が認定条件に掛けると判断した場合、理事会の議を経て研修施設認定が取り消される。この場合施設認定証は速やかに返還されねばならない。

(研修医申請資格審査)

審査は毎年1回行う。理事長は3ヶ月以前に、申請受付期間と専門医試験の期日を日整会誌上に告示するものとする。

2 申請者は、次の各号に掲げる書類に理事会が定める審査料(書類審査料および受験料)を添えて中央委員会に提出する。ただし、受領した書類審査料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

(1) 専門医認定申請書

(2) 履歴書

(3) 研修施設研修証明書ならびに非認定施設勤務証明書

(4) 診療記録10例「各例の記録は、①患者病歴番号、年齢、性別、職業など、②現病歴と概住歴、③申請者が診療開始後の現病経過(実施した検査・診断・実施した治療と治療開始後特定時点における転帰を含む)、および①から③を証明する材料としての手術記録、剖検記録その他病歴の主要部分の写しを含む」ならびに業績目録

(5) 研修手帳

3 申請書・証明書・業績目録等の提出書類の形式は、専門医制度委員会が作成し、理事会の承認を得て定める。

3. 専門医試験に関する規則

第10条 委員会が申請資格を有すると判定した者に対して専門医試験(以下「試験」という。)を行う。試験の実施は理事長が行う。

2 試験の統括運営は理事長の委嘱した専門医試験委員による専門試験委員会があたる。

3 試験は年1回、筆答および口答により実施する。

4 試験の出題は理事長の委嘱した試験問題作成委員および試験問題選定委員が行う。

5 試験の最終的な合否判定は中央委員会が行う

6 受験者には合否の最終決定のみを通知する

7 試験に不合格であった者も、第4条に条件を満たせば次年以降の申請資格を有する。

研修施設

施設名	総病床数	整形外科病床数
伊賀市立上野総合市民病院	264	51
恩賜財団済生会松阪総合病院	378	63
桑名市民病院	234	31
三重中央医療センター	306	62
菰野厚生病院	200	25
四日市社会保険病院	200	38
市立伊勢総合病院	419	45
市立四日市病院	557	51
松阪市民病院	300	50
三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿中央総合病院	512	72
三重県厚生農業協同組合連合会松阪中央総合病院	489	72
三重県立草の実リハビリテーションセンター	100	100
三重県立志摩病院	334	51
三重県立総合医療センター	330	55
三重大学医学部附属病院	731	40
山田赤十字病院	605	71
医療法人暁純会榊原温泉病院	191	63
尾鷲総合病院	275	50
津生協病院	123	35
三重県厚生農業協同組合連合会いなべ総合病院	230	61
特定医療法人富田浜病院	157	64
医療法人社団岡波総合病院	280	45
大門病院	52	90
医療法人永井病院	239	64
医療法人斎寿会鈴鹿回生病院	279	97
紀南病院	210	40
亀山市立医療センター	100	30
医療法人財団青木会青木記念病院	81	31
大台厚生病院	87	25
医療法人社団青木会大桑病院	71	35
医療法人博仁会村瀬病院	169	70
医療法人(社団)大和会日下病院	154	60
独立行政法人国立病院機構三重病院	195	53
名張市立病院	200	48

専門医 20名

キャリアパス(通常コース)

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期研修	整形外科診断学・基本手術手技・保存治療技術手技研修	外傷学・リハビリテーション医学研修	関節外科学(人工骨頭置換術・矯正骨きり術) 脊椎脊髄外科学(椎間板ヘルニア、脊柱管拡大術)・微小外科学(切断指肢再接着)・スポーツ外科学(関節鏡視下半月切除術)・骨軟部腫瘍外科学(良性腫瘍治療)・骨代謝学臨床研究	関節外科学(人工関節置換術)・脊椎脊髄外科学(インストルメンテーション)・微小外科学(遊離組織移植術)・スポーツ外科学(関節鏡視下靭帯形成術)・骨軟部腫瘍外科学(悪性腫瘍治療)・骨代謝学臨床研究	整形外科診療 専門分野研修	整形外科診療 専門分野研修
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	スタッフ	スタッフ
所属		研修病院	研修病院	三重大学	三重大学		
経歴		大学院入学			大学院卒業		
資格	学会入会				整形外科専門医受験・取得		
	初期研修期間	整形外科専門医研修期間				専門分野研修期間	

キャリアパス(短縮コース)

年次	1, 2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目
研修内容	初期研修	整形外科診 断学・基本 手術手技・ 保存治療技 術手技研修	外傷学・リハ ビリテーショ ン医学研修	関節外科学(人 工骨頭置換術・ 矯正骨きり術) 脊椎脊髄外科 学(椎間板ヘル ニア、脊柱管拡 大術)・微小外 科学(切断指肢 再接着)・スポ ーツ外科学(関 節鏡視下半月 切除術)・骨軟 部腫瘍外科学 (良性腫瘍治 療)・骨代謝学 臨床研究	関節外科学(人 工関節置換 術)・脊椎脊髄 外科学(インス ツルメンテーシ ョンサージャリ ー)・微小外科 学(遊離組織移 植術)・スポーツ 外科学(関節鏡 視下靭帯形成 術)・骨軟部腫 瘍外科学(悪性 腫瘍治療)・骨 代謝学 臨床研究	整形外科 診療 専門分野 研修	整形外科 診療 専門分野 研修
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	スタッフ	スタッフ
所属		三重大学	研修病院	三重大学	三重大学		
経歴		大学院入学			大学院卒業		
資格		学会入会			整形外科専門 医受験・取得		
	初期研修 期間	整形外科専門医研修期間				専門分野研修期間	

日本整形外科学会が認定する専門分野専門医制度

日本整形外科学会認定スポーツ医

日本整形外科学会認定リウマチ医

関連学会における専門医制度の整備状況

学会名	会員数	認定医制度	専門医制度	指導医制度
日本リウマチ学会	8567	なし	あり	あり
日本リハビリテーション医学会8780	あり	あり	あり	
日本関節鏡学会	1236	なし	なし	なし
日本肩関節学会	1200	なし	なし	なし

日本肘関節学会		832	なし	なし	なし
日本手の外科学会		3000	なし	準備中	なし
日本股関節学会		1530	なし	なし	なし
日本膝関節学会		1450	なし	なし	なし
日本骨折治療学会	2000	なし	なし	なし	
日本骨代謝学会		2473	なし	なし	なし
日本災害医学会		2650	なし	なし	なし
日本小児整形外科学会		1500	なし	なし	なし
日本人工関節学会	750	なし	なし	なし	
日本整形外科スポーツ医学会		1740	なし	準備中	なし
日本脊椎脊髄病学会		2400	あり	なし	あり
日本足の外科学会		750	なし	なし	なし

2-8 遺伝子・免疫細胞治療学

所属大学院	生命医科学専攻病態解明医学講座遺伝子・免疫細胞治療学分野
教員	珠久 洋 教授、影山 慎一 助教授
入会必要学会	日本内科学会、日本臨床腫瘍学会、日本癌治療学会
取得可能専門医	日本臨床腫瘍学会専門医、日本癌治療学会がん治療専門医、
関係規則	下記参照
認定研修施設	下記参照
県内の専門医数	下記参照

1.日本臨床腫瘍学会専門医

(ア)日本臨床腫瘍学会専門医受験関係規則

- (1) 申請時点で2年以上継続して学会員であること。
- (2) 申請時において5年以上がん治療に関する研究活動を行っていること（基礎系大学院の期間は臨床研修の対象としない）。
- (3) 研修認定施設において、本学会所定のカリキュラムに従い2年以上、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の臨床研修を行い、これを修了した者。
- (4) 各科の基本となる学会（日本内科学会）の認定医あるいは専門医の資格を有していること。
- (5) 臨床腫瘍学に関連した論文3編以上（共著でも可）および本学会（研究会時を含む）での発表1編以上（共著でも可）を含まなければならない。

(イ)日本臨床腫瘍学会が認定した研修施設研修施設:三重大学医学部附属病院

(ウ)日本臨床腫瘍学会（平成16年12月14日設立:平成17年4月1日活動開始）三重県暫定指導医数(平成17年4月現在):25名

2.日本癌治療学会

(ア)日本癌治療学会がん治療専門医登録資格

- (1) 医師の免許を有すること。
- (2) 本会会員歴が申請時点で連続5年以上あり、この期間、会費を完納していること。
- (3) 所属する基本学会の認定医又は専門医の資格を持っていること。
- (4) 5年以上の認定施設におけるがん治療の臨床経験を有すること。
- (5) がん実地診療についての学会発表(5件以上、10件以内)と論文発表(2件以上、5件以内)の業績を有すること。
申請時より5年前の年の8月1日からのものとする。
- (6) 学術単位として合計で20単位以上取得していること。ただし、本会主催のもので10単

位以上取得するものとする。

- ・本会総会参加 5 単位
- ・本会教育セミナー参加 5 単位
- ・本会がん臨床試験協力・参加コメディカルのためのセミナー参加 5 単位
- ・日本癌学会における教育セミナー参加 5 単位
- ・その他本会が認めた学会セミナー参加 2 単位

申請時より 5 年前の年の 8 月 1 日からのものとする。

- (7) 本会が施行する認定試験に合格していること。

(イ) 癌治療学会の暫定認定施設

平成 17 年 6 月上旬に癌治療学会のホームページに掲載される予定。

(ウ) 日本癌治療学会認定がん治療専門医

平成 18 年 8 月 1 日より、がん治療専門医の認定、登録が開始される予定。

キャリアパス

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床研修	後期内科研修	臨床腫瘍、 癌治療研修	臨床腫瘍、 癌治療研修	臨床腫瘍、 癌治療研修	臨床腫瘍、 癌治療研修	臨床腫瘍、 癌治療研修
身分	研修医	病院職員	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生
所属機関	A病院	研修施設で ある病院	研修施設で ある病院	研修施設で ある病院	三重大学	三重大学	三重大学、研 修施設である 病院
学歴			大学院入学			大学院終了、 学位取得	
資格	内科学会入会	癌治療学会入会	臨床腫瘍学会 入会、内科認 定医受験、取得				臨床腫瘍専門 医受験、取得 がん治療専門 医受験、取得
研修期間	内科認定医研修期間						
	臨床腫瘍学会専門医研修期間						
	がん治療専門医研修期間						

3. 病態制御医学講座

3-1 循環内科学

所属大学院	生命医科学専攻病態制御医学講座循環器内科学分野
教員	中野 赳教授、井阪直樹助教授
入会必要学会	日本内科学会、日本循環器学会
関係規則 (日本循環器学会) http://www.j-circ.or.jp/index.htm	<p>受験資格(日本循環器学会専門医)</p> <p>①内科系は認定内科医(米国内科学会フェローを含む)、外科系は外科学会認定医、小児科系は小児科学会認定医であること。</p> <p>②本学会会員であり、かつ通算して6年以上の会員歴を有すること。</p> <p>③医師免許取得後、専門医試験日前日をもって満6年またはそれ以上の臨床研修歴を有すること。6年のうち、3年以上は日本循環器学会(以下、本学会)指定の研修施設で研修していること(研修関連施設での研修期間は研修施設の1/2として計算する。)</p> <p>④喫煙が心血管病の危険因子であることを認識し、禁煙の啓発に努めるもの。</p>
取得可能専門医	日本循環器学会専門医、日本内科学会専門医
認定研修施設 (日本循環器学会)	<p>研修施設(12施設)三重大学医学部附属総合病院、山本総合病院、県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、上野総合市民病院、名張市立総合病院、三重中央医療センター、遠山病院、松阪中央総合病院、松阪市民病院、山田赤十字病院、市立伊勢総合病院</p> <p>研修関連施設(2施設)大台厚生病院、県立志摩病院</p>
県内の専門医数 (2005年12月現在)	<p>日本循環器学会専門医 135名(当科104名)</p> <p>http://www.j-circ.or.jp/information/senmoni/</p> <p>日本内科学会専門医 215名(当科106名)</p> <p>http://www.naika.or.jp/meibo.html</p>

キャリアパスの一例

年次	1、2年目	3年目	4-7年目	8年目以降
研修内容	初期臨床研修	後期臨床研修	循環器内科学臨床研究および基礎研究	
身分	研修医	病院職員	大学院生	病院職員
所属機関	県内各研修病院	三重大学附属病院あるいは関連病院	原則的に三重大学附属病院(あるいは関連病院)	三重大学附属病院あるいは関連病院
施設形態	臨床研修病院	認定施設	専門医指導施設	専門医指導施設
経歴			大学院入学 → 終了(学位取得)	
資格	日本内科学会入会 日本循環器学会入会	日本内科学会認定医	日本内科学会専門医 日本循環器学会専門医	
県外研修			米国ペーラー医科大学 米国医療システム研修 3ヶ月間	虎ノ門病院循環器センター勤務

3-2 腎臓内科学

所属大学院	生命医科学専攻病態制御医学講座循環器内科学分野
教員	中野 赳 教授 の村 信介助教授
入会必要学会	日本内科学会、日本腎臓学会、日本透析医学会
取得可能専門医	日本腎臓学会専門医、日本透析医学会専門医
関係規則	下記参照
認定研修施設	下記参照
県内の専門医数	下記参照

1. 日本腎臓学会専門医を取得する場合

(ア) 入会必要学会関係

日本内科学会、日本腎臓学会

(イ) 関係規則(日本腎臓学会)

専門医の資格審査を申請するには、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 本邦の医師免許を有し、医師としての人格及び見識を備えていること
- (2) 日本腎臓学会の会員歴が継続して5年以上であること
- (3) (社)日本内科学会認定医取得後3年以上であること
- (4) 日本腎臓学会が指定する研修施設において、別に定める研修カリキュラムに基づく研修を3年以上行っていること

(ウ) 教育施設

三重大学医学部附属病院、三重県立総合医療センター、市立伊勢総合病院、市立四日市病院、山田赤十字病院、四日市社会保険病院、国立病院機構三重病院(小児科系のみ)

(エ) 専門医 25名

キャリアパスの一例(表1)

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
研修内容	初期臨床研究	一般内科(腎臓内科含む)研修	腎臓内科研修	腎臓病学臨床研究、研究	腎臓病学臨床研究、研究	腎臓病学臨床研究、研究	腎臓病学臨床研究、研究	腎臓病診療	腎臓病診療

身分	研修医	医員	医員	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタッフ他	病院、大学スタッフ他
所属	三重大病院	三重大病院・関連病院	三重大病院・関連病院	三重大病院・関連病院	三重大病院・関連病院	三重大病院	三重大病院	三重大病院・関連病院	三重大病院・関連病院
施設形態	臨床研修病院	一般病院・研修施設	一般病院・研修施設	研修施設	研修施設	研修施設	研修施設		
経歴				大学院入学			大学院修了学位取得		
資格	内科学会入会	腎臓学会入会	内科認定医受験、取得				腎臓専門医受験、取得		
内科認定医研修期間									
		腎臓専門医研修期間							

日本透析医学会専門医を取得する場合

(内科の場合)

(ア)所属大学院

三重大学大学院生命医科学専攻病態制御医学講座腎臓内科学分野

(イ)入会必要学会関係

日本内科学会、日本透析医学会

(ウ)関係規則(日本透析医学会)

専門医認定試験受験申請資格

(1) 日本内科学会において定められた認定医または専門医の資格を有し、臨床経験 5 年以上を

有すること。さらに、主として透析療法に関する臨床研修を日本透析医学会研修カリキュラムに基づいて3年以上、日本透析医学会認定施設・教育関連施設において終了していること、および日本透析医学会会員歴3年以上有すること。ただし、上記有資格者に該当しない場合においても、日本透析医学会の専門医制度委員会の規定によって認定された認定施設において5年以上の臨床経験を有する者については、同等の資格を有する者とみなすことができる。これらの対象者は、主として透析療法に関する臨床研修については日本透析医学会研修カリキュラムに基づいて5年以上、日本透析医学会認定施設(認定施設では最低5年以上必要)・教育関連施設において終了していること、および日本透析医学会会員歴は5年以上有すること。

(2) 診療実績としての最低必要項目と症例数を満たしていること(別記1)

(3) 別表(別記2)に掲げる学術集会参加・業績目録30単位に関する要求を満たすこと。

日本透析医学会総会ならびに学術集会参加1回以上、筆頭者としての血液浄化法に関する原著発表1件以上、および原著(必ずしも筆頭者でなくてよい)1編以上含むこと
 原著とは基礎的・臨床的研究論文、症例報告または著書をさす。

なお上記(1)(2)において認定施設または教育関連施設での修練期間についてはそれらの施設が認定される以前の期間も審査の対象となる。

(エ) 認定施設・教育関連施設

《認定施設》三重大学医学部附属病院、市立四日市病院、四日市社会保険病院、松阪中央総合病院、武内病院

《教育関連施設》三重県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、済生会松阪総合病院、山田赤十字病院、尾鷲総合病院、遠山病院

(オ) 専門医 31名

キャリアパスの一例(表2)

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
研修内容	初期臨床研究	一般内科(腎臓内科含む)研修	腎臓内科研修	腎臓病学臨床研修、研究	腎臓病学臨床研修、研究	腎臓病学臨床研修、研究	腎臓病学臨床研修、研究	腎臓病診療	腎臓病診療
身分	研修医	医員	医員	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタッフ	病院、大学スタッフ

								フ他	フ他
所属	三重大病院	三重大病院・関連病院	三重大病院・関連病院	三重大病院・関連病院	三重大病院・関連病院	三重大病院	三重大病院	三重大病院・関連病院	三重大病院・関連病院
施設形態	臨床研修病院	認定施設・教育関連施設	認定施設・教育関連施設	認定施設・教育関連施設	認定施設・教育関連施設	認定施設	認定施設		
経歴				大学院入学			大学院修了学位取得		
資格	内科学会入会	透析医学会入会	内科認定医受験、取得		透析専門医受験、取得				

内科認定医研修期間

透析専門医研修期間

3-3 消化器内科学

所属大学院	生命医科学専攻病態制御医学講座循環器内科学分野
教員	足立幸彦 教授、垣内雅彦 助教授、井本一郎 助教授
入会必要学会	日本消化器病学会
取得可能専門医	日本消化器病学会専門医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本肝臓学会専門医
関係規則	後記参照
認定研修施設	後記参照
県内の専門医数	後記参照

1. 日本消化器病学会専門医制度

(ア) 専門医申請者の資格

- 1 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
- 2 申請時において継続4年以上本学会の会員であること。
- 3 申請時において日本内科学会認定医又は日本外科学会専門医のいずれかの資格を有すること。
- 4 日本内科学会認定医資格取得に必要な所定の内科臨床研修修了の後3年以上又は日本外科学会専門医制度予備試験受験資格に必要な所定の外科臨床研修修了の後2年以上本規則により認定される認定施設もしくは関連施設において臨床研修を終了していること。
(大学院在学中の臨床研修については、この間の1年間は研修実績として認めないこととする)

(イ) 認定施設

三重大学附属病院消化器・肝臓内科、山本総合病院、四日市社会保険病院、市立四日市病院
 県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、亀山市立医療センター、武内病院、三重中央医療センター、松阪中央病院、済生会松阪総合病院、山田赤十字病院、市立伊勢総合病院、県立志摩病院、尾鷲総合病院、(紀南病院)

(ウ) 専門医数 現在専門医名簿の公開がなされておらず把握できず。

キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3年目	4年目	5,6年目	7,8年目	9年目
研修内容	初期臨床研修	一般内科研修、 消化器肝臓内 科研修	消化器肝臓内 科臨床研修、研 究	消化器肝臓内 科臨床研修、研 究	消化器肝臓内 科臨床研修、研 究	消化器肝臓内 科臨床研修、研 究
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタ ッフ他	病院、大学スタ ッフ他
所属	三重大病院他	A病院	A病院	三重大病院	三重大病院	三重大病院他
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設
経歴		大学院入学			大学院修了、学 位取得	
資格	内科学会入会 (内科認定医試 験受験前)	消化器病学会 入会	内科認定医受 験、取得			消化器病専門 医受験、取得
	内科認定医研修期間		消化器肝臓内科専門医研修期間			消化器病学会 専門医取得

(オ)その他

どの医療機関においても消化器疾患患者の受診数は極めて多く、専門的な知識と技量を持つ消化器専門医は需要が高い。また、近年では人間ドックが普及し、健診センターを持つ病院も少なくない。胃カメラや大腸ファイバーを患者の苦痛なしに行え、適切に診断できる専門医の需要は今後も増大する一方である。したがって消化器専門医の生活基盤は極めて安定している。

消化器病学は大きく消化管分野と肝胆膵分野に分けられるが、多くの消化器内科医はどちらの分野にも一定の知識と技能を持つよう修練している。したがってこの消化器病学会専門医は、消化管をメインに活動する者と肝胆膵をメインに活動する者が外科系、内科系にかかわらず取得を目指している。消化器病学会専門医に加え、消化器内視鏡専門医や肝臓専門医、超音波専門医などさらに専門化された資格を取得していく者も多い。大学病院はこうした資格の認定研修施設であり、効率よく複数の専門医資格を得るには好適である。

2. 日本消化器内視鏡学会専門医制度

(ア) 専門医申請者の資格

- 1 日本国の医師免許証を有すること.
- 2 申請時において, 5年以上継続本学会会員であること.
- 3 指導施設において5年以上研修し, 所定の技能ならびに経験をもっていること.
- 4 申請時において日本内科学会認定医または日本外科学会認定医もしくは専門医のいずれかの資格を有すること.

(イ) 指導施設

三重大学附属病院消化器・肝臓内科、四日市社会保険病院、県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、山田赤十字病院

(ウ) 専門医数 約 150 名(三重県)

キャリアパスの一例

年次	1,2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目
研修内容	初期臨床研修	一般内科研修, 消化器肝臓内 科研修	消化器肝臓内科臨 床研修, 研究	消化器肝臓 内科臨床研 修, 研究	消化器肝臓内科臨床 研修, 研究
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生
所属	三重大病院他	A 病院	A 病院	三重大病院	三重大病院
施設形態	臨床研修病院	指導施設	指導施設	指導施設	指導施設
経歴		大学院入学			大学院修了、学位取得
資格	内科学会入会 (内科認定医試 験受験前)	消化器内視鏡 学会入会	内科認定医受験、 取得		消化器内視鏡専門医 受験、取得
	内科認定医研修期間		消化器肝臓内科専門医研修期間		消化器内視鏡専門医 取得

(オ) その他

消化器医は、消化器病学全般を広く学んだ上で自分の得意分野を見つける必要がある。消化器内視鏡専門医は特に「内視鏡」の専門医をめざすものが修得すべき資格である。内視鏡は、診断・治療の双方に大きな力を発揮する。内視鏡を使った高度な診断手技や治療手技は、今や消化器診療の重要な部分を占めており、新しい機器の開発も盛んに行われている。しかしこれらの手技には、経験とセンス、繊細な技術が要求される。消化器専門医が少ない施設ではこうした手技に習熟した上級医から教わるのであるが、それぞれの術者には多かれ少なかれその人なりの「クセ」があり、その人の「教え」が自分のスタイルと合うかどうかは判断が難しい。多くの上級医・指導医を擁する大学病院はいろいろな術者の手技を見る機会があり、自分にあったスタイルを見つけやすい。さらに各々の症例についての診断や治療に付いてのディスカッションも十分に時間をかけてなされる。こうした手技をしっかりと修得した専門医は・・・もちろんどこの病院も大歓迎である。

ウ. 日本肝臓学会専門医制度

(ア) 専門医申請者の資格

- (1) 日本国の医師免許を有し、医師としての人格及び見識を備えている者
- (2) 申請時において継続 5 年以上本学会の会員である者
- (3) 日本内科学会認定医、日本外科学会専門医若しくは認定医又は、日本小児科学会専門医若しくは認定医のいずれかの資格を有する者。
- (4) 2 年間の一般研修を終了後、本規則に定める認定施設又は日本消化器病学会専門医制度による認定施設において、別に定める本学会専門医研修カリキュラムに従って、5 年以上の肝臓病学の臨床研修を終了した者。ただし、このうち少なくとも 1 年は本規則に定める認定施設において研修を行うことを要する。

(イ) 指導施設

三重大学附属病院消化器・肝臓内科、山本総合病院、四日市社会保険病院、市立四日市病院
県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、亀山市立医療センター、武内病院、三重中央医療
センター、松阪中央病院、済生会松阪総合病院、山田赤十字病院、市立伊勢総合病院、県立志
摩病院、尾鷲総合病院、(紀南病院)

(ウ) 専門医数 約 100 名(三重県)

キャリアパスの一例

肝臓専門医研修カリキュラムは <http://www.jsh.or.jp/nintei/kensyu.html> を参照して下さい。

年次	1,2年目	3年目	4年目	5,6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床研修	一般内科研修, 消化器肝臓内科研修	消化器肝臓内科臨床研修, 研究	消化器肝臓内科臨床研修, 研究	消化器肝臓内科臨床研修, 研究	消化器肝臓内科臨床研修, 研究
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタッフ他	病院、大学スタッフ他
所属	三重大病院他	A病院	A病院	三重大病院	三重大病院他	三重大病院他
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設
経歴		大学院入学		大学院修了、学位取得		
資格	内科学会入会 (内科認定医試験受験前)	肝臓学会入会	内科認定医受験、取得			肝臓専門医受験、取得
	内科認定医研修期間		消化器肝臓内科専門医研修期間			肝臓学会専門医取得

(オ)その他

消化器医は、消化器病学全般を広く学んだ上で、自分の興味のある分野、得意な分野を見つける必要がある。肝臓は「沈黙の臓器」といわれる故に、体の中で起こっている現象が見える形に現れにくい。しかし、B,C型肝炎ウイルス感染や非アルコール性脂肪性肝炎(NASH)による肝硬変や肝臓癌の発生は近年爆発的な増加を見せており、専門的な診断と治療を行える肝臓専門医は各病院から引く手あまたである。超音波ガイド下のラジオ波焼灼療法は肝臓癌の根治的治療として有用であるが、残存なく治療するには深い画像読影力と繊細な指先の技術を要する。大学病院にはこうした専門的な治療を要する症例や原因不明の肝障害など多数の症例が紹介されてくる。受け持ち患者を一人ずつ丁寧に指導する事で多くの人に診断の道筋や治療技術を習得してもらいたい。また、日常よく目にする現象が「なぜ」起こるのか常に考える姿勢も重要である。そうした疑問の中から今まで解明されていないメカニズムが明らかにされる場合がある。臨床の腕を磨きながらそうした基礎的な現象を深く掘り下げる事を指向する人材も大歓迎である。明確な目的意識と熱い心を持った人が一人でも多く入学していただけることを期待している。

3-4 呼吸器内科学

所属大学院	生命医科学専攻病態制御医学講座呼吸器内科学分野
教員	足立幸彦 教授
入会必要学会	
取得可能専門医	
関係規則	
認定研修施設	
県内の専門医数	

3-5 代謝内分泌内科学

所属大学院	生命医科学専攻病態制御医学講座代謝内分泌内科学分野
教員	足立幸彦 教授
入会必要学会	日本糖尿病学会。日本代謝内分泌学会
取得可能専門医	日本糖尿病学会専門医、日本代謝内分泌学会専門医
関係規則	後記参照
認定研修施設	後記参照
県内の専門医数	後記参照

1. 日本糖尿病学会専門医制度

(ア) 専門医申請者の資格

1. 日本国の医師免許を有し、医師としての人格及び識見を備えていること。
2. 受験申請時において、連続3年以上日本糖尿病学会の会員であること。
3. 認定内科医研修の過程を終了後、あるいは小児科認定医研修の過程を3年以上終了後、この規則に置いて認定された認定教育施設において3年以上の期間にわたって常勤者として糖尿病臨床研修を行っていること。

糖尿病の研修開始時には研修同意書を提出し、その後研修カリキュラムの内容に沿った糖尿病の研修を学会認定教育施設により行ったことを証明しうること。

4. 申請時において、日本内科学会の認定内科医、または日本小児科学会の認定医として認定されていること。
5. 糖尿病臨床に関する、筆頭者としての学会発表または論文が2編以上あること。なお学会、雑誌に関しては施行細則に定める。

なお同一学会あるいは合同学会において複数回発表を行っても1回のみ計算とする。

6. 入院糖尿病患者 40 症例以上(但し、小児では 10 症例以上)の治療経験を有すること。

(イ) 教育施設

三重大学附属病院糖尿病内分泌内科、山田赤十字病院、三重中央医療センター、済生会松阪総合病院、市立四日市病院

(ウ) 専門医数 約 30 名

キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床研修	一般内科研修, 内分泌研修	内分泌学 臨床研修, 研究	内分泌学 臨床研修, 研究	内分泌学 臨床研修, 研究	内分泌学 臨床研修, 研究	内分泌専門診 療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタ ッフ他	病院、大学スタ ッフ他
所属	三重大病院他	A病院	A病院	三重大病院	三重大病院	三重大病院他	三重大病院他
施設形態	臨床研修病院	認定施設また はそれに準じる 病院	認定施設また はそれに準じる 病院	認定施設	認定施設	認定施設また はそれに準じる 病院	認定施設また はそれに準じる 病院
経歴		大学院入学			大学院修了、学 位取得		
資格	内科学会入会 (内科認定医試 験受験前)	糖尿病学会入 会	内科認定医受 験、取得			糖尿病専門医 受験、取得	
	内科認定医研修期間		糖尿病専門医研修期間				

(オ)その他

生活基盤は極めて安定している。昨今の糖尿病患者の増加に対し、各医療機関より糖尿病専門外来の依頼が相次いでおり、現在はあるに医師の方が不足している状態である。

糖尿病や代謝病学の今後は、激増する糖尿病患者やメタボリックシンドロームを呈する人に対し、いかなる方法で予防・治療に当たっていくかが大きな問題となっている。そのためには臨床研究や疫学研究は言うまでもなく、基礎的研究や創薬をも含めた幅広い研究が必要であり、多くの人材を集めなければならない。熱い研究マインドを持った人が一人でも多く入学していただけることを期待しています。

2. 日本内分泌学会内分泌代謝科専門医制度

(ア)専門医申請者の資格

1. 受験申請時において、継続4年以上日本内分泌学会の会員であること。
2. 申請時において、基幹学会の認定医(または専門医)として認められている者。内科系にあっては日本内科学会認定医、小児科系にあっては日本小児科学会の専門医として認められている者。
3. 内科系にあっては、内科認定研修の課程を終了後、申請まで3年以上、日本内分泌学会認

定教育施設において* 内分泌代謝科指導医のもとで内分泌代謝疾患の診療に従事している者。

小児科系にあっても内科系の内分泌学会専門医資格の研修期間に準じるが、小児科専門医資格の研修期間含めた研修期間を6年以上とする。

4. 内分泌代謝疾患臨床に関する学会発表、または論文発表が5編以上あり、少なくとも2編は筆頭者であること。
5. 内分泌代謝疾患相当例以上の入院及び外来の診療経験を有する者。

*注)平成 20 年までは教育施設以外の施設でも、指導医あるいは内分泌学会代議員の承認があればよい。

(イ)教育施設

三重大学附属病院糖尿病内分泌内科

(ウ)専門医数 約 10 名

キャリアパスの一例

次のページへ

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床研修	一般内科研修, 内分泌代謝学 臨床研修	内分泌代謝学 臨床研修, 研究	内分泌代謝学 臨床研修, 研究	内分泌代謝学 臨床研修, 研究	内分泌代謝学 臨床研修, 研究	内分泌代謝科 専門診療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタ ッフ他	病院、大学スタ ッフ他
所属	三重大病院他	B病院	B病院	三重大病院	三重大病院	三重大病院他	三重大病院他
施設形態	臨床研修病院	認定施設に準じ る病院	認定施設に準じ る病院	認定施設	認定施設	認定施設また はそれに準じる 病院	認定施設また はそれに準じる 病院
経歴		大学院入学			大学院修了、学 位取得		
資格	内科学科入会	内分泌学会入 会	内科認定医受 験、取得			内分泌代謝科 専門医受験、取 得	
	内科認定医研修期間		内分泌代謝科専門医研修期間				

3-6 造血病態内科学

所属大学院	生命医科学専攻病態制御医学講座造血病態内科学分野
教員	小林 透 助教授
入会必要学会	日本内科学会、日本血液学会、日本臨床腫瘍学会
取得可能専門医	日本血液学会専門医、日本臨床腫瘍学会専門医
関係規則	下記参照
認定研修施設	下記参照
県内の専門医数	下記参照

1. 日本血液学会専門医

(ア) 受験関係規則

- (1) 日本内科学会の認定医である者。
- (2) 日本内科学会の認定医を取得後、日本血液学会が認定した研修施設（下記など）において臨床血液学の研修を3年以上行った者。
- (3) 申請時に継続して3年以上日本血液学会の会員である者。
- (4) 臨床血液学に関係した内容で、筆頭者として学会発表または論文が2つ以上ある者。
- (5) 「診療実績記録」を提出すること。
 - 1) 受け持ち入院患者のうち10名について作成すること。
 - 2) 症例は3領域（赤血球系疾患、白血球系疾患、出血血栓性疾患）のそれぞれにおいて少なくとも2例を含むこと。
- (6) 日本血液学会研修施設における血液学に関する研修記録を提出すること。「社団法人日本血液学会血液専門医カリキュラム」に自己評価及び指導医による評価を記入の上、提出すること。

(イ) 日本血液学会が認定した研修施設

鈴鹿回生総合病院、市立四日市病院、三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿中央総合病院、医療法人武内病院、三重大学医学部附属病院、恩賜財団済生会松阪総合病院、三重県厚生農業協同組合連合会松阪中央総合病院、松阪市民病院、市立伊勢総合病院、山田赤十字病院、医療法人社団岡波総合病院

5. 血液専門医三重県数(平成17年4月現在):47名

2. 日本臨床腫瘍学会専門医

(ア) 日本臨床腫瘍学会専門医受験関係規則

- (1) 申請時点で2年以上継続して学会員であること。
- (2) 申請時において5年以上がん治療に関する研究活動を行っていること（基礎系大学院の期間は臨床研修の対象としない）。

- (3) 研修認定施設において、本学会所定のカリキュラムに従い2年以上、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の臨床研修を行い、これを修了した者。
- (4) 各科の基本となる学会（日本内科学会）の認定医あるいは専門医の資格を有していること。
- (5) 臨床腫瘍学に関連した論文3編以上（共著でも可）および本学会（研究会時を含む）での発表1編以上（共著でも可）を含まなければならない。

(イ) 日本臨床腫瘍学会が認定した研修施設研修施設: 三重大学医学部附属病院

(ウ) 日本臨床腫瘍学会（平成16年12月14日設立:平成17年4月1日活動開始）三重県暫定指導医数(平成17年4月現在):25名

キャリアパスの一例(輸血学会認定医取得予定を含む)

	1および2	3 or 3-4	4 or 5 ~	5 or 6 ~	6 or 7 ~	7 or 8 ~	8 or 9 ~	9 ~	
研修内容	初期臨床研修	後期内科研修	血液内科、臨床腫瘍研修	血液内科、臨床腫瘍研修	血液内科、臨床腫瘍研修	血液内科、臨床腫瘍研修	臨床腫瘍研修		
身分	研修医	病院職員	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院職員、医員、スタッフ他		
所属機関	A病院	A or B病院	研修施設である病院	研修施設である病院	三重大学	三重大学	三重大学、研修施設ある病院		
学歴			大学院入学			大学院修了、学位取得			
資格	内科学会入会		血液学会入会 内科認定医受験、取得		輸血学会入会	血液専門医受験、取得	臨床腫瘍専門医受験、取得	輸血学会認定医受験、取得	
研修期間	内科認定医研修期間		血液専門医研修期間						
		臨床腫瘍学会専門医研修期間							
		輸血学会認定医研修期間							

3-7 腫瘍・免疫内科学

所属大学院	生命医科学専攻病態制御医学講座腫瘍・免疫内科学分野
教員	珠久 洋 教授
入会必要学会	日本内科学会、日本臨床腫瘍学会、日本癌治療学会
取得可能専門医	日本臨床腫瘍学会専門医、日本癌治療学会がん治療専門医、
関係規則	下記参照
認定研修施設	下記参照
県内の専門医数	下記参照

1.日本臨床腫瘍学会専門医

(ア)日本臨床腫瘍学会専門医受験関係規則

- (1) 申請時点で2年以上継続して学会員であること。
- (2) 申請時において5年以上がん治療に関する研究活動を行っていること（基礎系大学院の期間は臨床研修の対象としない）。
- (3) 研修認定施設において、本学会所定のカリキュラムに従い2年以上、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の臨床研修を行い、これを修了した者。
- (4) 各科の基本となる学会（日本内科学会）の認定医あるいは専門医の資格を有していること。
- (5) 臨床腫瘍学に関連した論文3編以上（共著でも可）および本学会（研究会時を含む）での発表1編以上（共著でも可）を含まなければならない。

(イ)日本臨床腫瘍学会が認定した研修施設研修施設:三重大学医学部附属病院

(ウ)日本臨床腫瘍学会（平成16年12月14日設立:平成17年4月1日活動開始）三重県暫定指導医数(平成17年4月現在):25名

2.日本癌治療学会

(ア)日本癌治療学会がん治療専門医登録資格

- (1) 医師の免許を有すること。
- (2) 本会会員歴が申請時点で連続5年以上あり、この期間、会費を完納していること。
- (3) 所属する基本学会の認定医又は専門医の資格を持っていること。
- (4) 5年以上の認定施設におけるがん治療の臨床経験を有すること。
- (5) がん実地診療についての学会発表(5件以上、10件以内)と論文発表(2件以上、5件以内)の業績を有すること。
申請時より5年前の年の8月1日からのものとする。
- (6) 学術単位として合計で20単位以上取得していること。ただし、本会主催のもので10単

位以上取得するものとする。

- ・本会総会参加 5 単位
- ・本会教育セミナー参加 5 単位
- ・本会がん臨床試験協力・参加コメディカルのためのセミナー参加 5 単位
- ・日本癌学会における教育セミナー参加 5 単位
- ・その他本会が認めた学会セミナー参加 2 単位

申請時より5年前の年の8月1日からのものとする。

- (7) 本会が施行する認定試験に合格していること。

(イ) 癌治療学会の暫定認定施設

平成 17 年 6 月上旬に癌治療学会のホームページに掲載される予定。

(ウ) 日本癌治療学会認定がん治療専門医

平成 18 年 8 月 1 日より、がん治療専門医の認定、登録が開始される予定。

キャリアパス

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床研修	後期内科研修	臨床腫瘍、 癌治療研修	臨床腫瘍、 癌治療研修	臨床腫瘍、 癌治療研修	臨床腫瘍、 癌治療研修	臨床腫瘍、 癌治療研修
身分	研修医	病院職員	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生
所属機関	A病院	研修施設で ある病院	研修施設で ある病院	研修施設で ある病院	三重大学	三重大学	三重大学、研 修施設である 病院
学歴			大学院入学			大学院終了、 学位取得	
資格	内科学会入会	癌治療学会入会	臨床腫瘍学会 入会、内科認 定医受験、取得				臨床腫瘍専門 医受験、取得 がん治療専門 医受験、取得
研修期間	内科認定医研修期間						
	臨床腫瘍学会専門医研修期間						
	がん治療専門医研修期間						

3-8 病態解析内科学

所属大学院	生命医科学専攻病態制御医学講座循環器内科学分野
教員	井阪 直樹 助教授
入会必要学会	
取得可能専門医	
関係規則	
認定研修施設	
県内の専門医数	

3-9 非侵襲診断治療学

所属大学院	生命医科学専攻病態制御医学講座非侵襲診断治療学分野
教員	竹田 寛 教授、加藤憲幸 助教授、佐久間 肇 助教授
入会必要学会	日本放射線医学会
取得可能専門医	放射線科専門医、核医学専門医、PET核医学認定医、放射線治療専門医、日本血管造影IVR認定医など
関係規則	<p>(1) 関係規則(日本医学放射線学会)</p> <p><一次試験></p> <p>① 日本国の医師免許を有すること</p> <p>② 医師法(昭和23年法律201号)第3条および第4条の規定に該当しないこと.</p> <p>③ 受験の時点で、医師免許取得後3年以上で本学会会員となって2年以上が必要.</p> <p>④ 上記3年のうち少なくとも2年は学会が認定した修練機関での修練が必要. 協力機関において受ける修練は修練期間の 1/2 まで.</p> <p><二次試験></p> <p>「診断・核医学」、「放射線治療」のいずれかの分野を選択(「診断・核医学」に合格すると画像診断医としての認定が与えられ、「放射線治療」分野では放射線治療の専門医となります)。</p> <p>① 一次試験合格者で、その後2年は学会が認定した修練機関(あるいは協力機関)において、診断・核医学または治療を研修したもの.</p>
教育施設	三重県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、三重大学医学部附属病院、三重中央医療センター、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、山田赤十字病院、伊勢市立総合病院、県立志摩病院
県内の専門医数	(2) 専門医 45名

キャリアパスの一例

年次	1, 2年目	3~4年目	5年目	5~6年目	7年目
研修内容	初期臨床研修	「診断・核医学」および「放射線治療」の研修と主として臨床的研究を行う。		「診断・核医学」と「放射線治療」のコースに分かれ、それぞれ臨床研修と基礎的・臨床的研究を行う。	
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学助手等
所属(例)	三重大病院	三重大病院	A 病院	B 病院	三重大病院
施設形態	臨床研修病院	修練機関	修練機関	修練機関	
経歴		大学院入学		大学院修了 学位取得	
資格	2年目より「日本医学放射線学会」へ入会すると、最短コースで専門医資格を取得できる		放射線科専門医 一次試験受験		放射線科専門医 二次試験受験
	放射線科専門医修練期間				

<3年日以降の研修内容>

「診断・核医学」および「放射線治療」それぞれの分野で、以下のような研修を行います。

A) 診断・核医学

- 単純X線写真、CT、血管造影、消化管造影などのX線診断、MRI、超音波およびSPECT、PET、PET-CTなどの核医学診断など各種画像診断法の手技と読影の基本の習得。
- 各種IVR(Interventional Radiology)の基本の習得。その内訳は次の通りです。
 - ①血管性IVR:腎や末梢動脈の血管形成術、大動脈ステントグラフト留置術、肺動脈塞栓術、肺動脈弁拡張術など先天性心疾患に対する各種IVR、経動脈性腫瘍塞栓術、抗がん剤動注療法、門脈ステント留置術など
 - ②非血管性IVR:肝、肺、腎、副腎腫瘍などに対するラジオ波焼灼治療、骨セメント注入療法、CTガイド下肺生検など
- 遠隔画像診断法の基本の習得
- ^{131}I による甲状腺癌の治療など非密封小線源治療法の基本の習得

B) 放射線治療

放射線治療の研修は、治療計画と治療診察に大別されます。

- 治療計画では次のような項目の習得を目指します。
 - ① 基本的な外照射法の理解と治療計画
 - ② 遠隔操作による小線源治療(RALS)
 - ③ 組織内照射法の治療計画および照射治療
 - ④ 脳腫瘍などに対するラジオサージャリーの理解と治療計画
- 治療診察では対象のほとんどが悪性疾患であるため、患者様の精神的ケア、照射中または照射終了後における障害の診断と治療法などを修練します。また治療中は放射線科入院のこともあり、受け持ち医となって指導医のもとに入院患者の加療を行います。
- 放射線専門医試験における一次試験では、診断・核医学および放射線治療の両者が含まれるため、まず診断・核医学における基本事項の習得が優先されますが、その後、放射線治療の修練を行います。修練の期間については希望を優先します。

C) その他

- 核医学専門医、PET核医学認定医、放射線治療専門医、日本血管造影IVR認定医などの資格も取得できるようなカリキュラムを組んでいます。

4. 病態修復医学講座

4-1 肝胆膵・乳腺外科学

所属大学院	生命医科学専攻病態修復医学講座肝胆膵・乳腺外科学分野
教員	上本伸二 教授、伊佐地秀司 助教授
入会必要学会	日本外科学会、日本消化器外科学会、日本乳癌学会
取得可能専門医	日本外科学会専門医、日本消化器外科学会専門医、日本乳癌学会専門医
関係規則	下記参照
教育施設	下記参照
県内の専門医数	下記参照

1. 日本外科学会専門医・日本消化器外科学会専門医を取得する場合

(ア)入会必要学会

日本外科学会, 日本消化器外科学会

(イ)専門医取得の条件

I. 日本外科学会

外科専門医の認定を受けるためには、最低5年間の本会指定施設または関連施設での修練において、各分野の最低手術症例数を経験することが必須である。ただし、卒後初期臨床研修期間(2年)満了後6ヶ月以内に登録した場合に限り、卒後初期臨床研修の開始時まで遡って算定することができる。

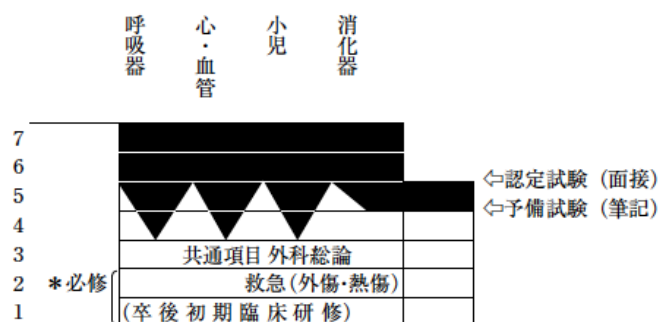
修練開始登録、修練実施計画の登録、病歴抄録の登録などは、いずれも日本外科学会のオンラインシステムを使用することを原則とする。

修練開始後満4年以上を経た段階で、予備試験となる筆記試験を受験することができる。

修練開始後満5年以上を経た予備試験合格者は、到達目標に示された最低手術症例数(350例、うち指導医のもとに術者として120例)を充足した段階で、認定試験となる面接試験を受験することができる。認定試験合格後、外科専門医として認定される。

II. 日本消化器外科学会

消化器外科専門医の認定を受けるためには、日本外科学会外科専門医であり、かつ卒後初期臨床研修(2年)終了後、指定修練施設において所定の修練カリキュラムに従い、通算5年間以上の修練を行っていることが必要である(図参照)。さらに診療経験として、専門医修練カリキュラムに示さ



*必修2年間スーパーローテーション(含む外科・救命救急)

図 卒後年数と外科専門医および関連外科専門医カリキュラムの概要

れた必須主要手術を、術者として 50 例以上の経験を必要とする。また業績として、消化器外科に関する筆頭者としての研究論文 6 編以上を必要とし、かつ研修実績として、申請までの期間に日本消化器外科学会の総会 1 回および教育集会 1 回(異なる 2 領域)以上出席・受講していることが必要である。申請書類および試験(筆記と面接)によって申請者の専門医としての適否が審査される。

(ウ) 指定修練施設(消化器外科学会専門医修練施設:コード番号順)

三重大学医学部附属病院	尾鷲総合病院
済生会松阪総合病院	松阪中央総合病院
市立四日市病院	山本総合病院
山田赤十字病院	市立伊勢総合病院
鈴鹿中央総合病院	松阪市民病院
三重中央医療センター	紀南病院
県立志摩病院	遠山病院
上野総合市民病院	四日市社会保険病院
県立総合医療センター	桑名市民病院
岡波総合病院	名張市立病院

(エ) 専門医(三重県内)

外科専門医:140 名(H17 年5月現在)

消化器外科専門医:85 名(H17 年 2 月現在)

キャリアパスの一例

年次	1, 2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目
研修内容	初期臨床 研修	一般外科・ 消化器外科 研修 臨床研究	一般外科・ 消化器外科 研修 臨床研究	一般外科・ 消化器外科 研修 臨床研究	消化器外科 研修 臨床研究	消化器外科 研修	消化器外科 診療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院・大学 スタッフ	病院・大学 スタッフ
所属	三重大病院	A 病院	A 病院	三重大病院	三重大病院	B 病院	B 病院
施設形態	臨床研修 病院	専門医 修練施設	専門医 修練施設	専門医 修練施設	専門医 修練施設	専門医 修練施設	
経歴		大学院入学 (臨床医科学)			大学院修了 学位取得		
所属学会と 資格	外科学会 入会	消化器外科 学会入会		外科専門医 予備試験・ 合格	外科専門医 認定試験・ 取得		消化器外科 専門医受 験・取得
修練期間	外科専門医修練期間						
		消化器外科専門医修練期間					

2. 日本外科学会専門医・日本乳癌学会専門医を取得する場合

(ア)入会必要学会

日本外科学会, 日本乳癌学会

(イ)専門医取得の条件

I. 日本外科学会

外科専門医の認定を受けるためには、最低5年間の本会指定施設または関連施設での修練において、各分野の最低手術症例数を経験することが必須である。ただし、卒後初期臨床研修期間(2年)満了後6ヶ月以内に登録した場合に限り、卒後初期臨床研修の開始時まで遡って算定することができる。

修練開始登録、修練実施計画の登録、病歴抄録の登録などは、いずれも日本外科学会のオンラインシステムを使用することを原則とする。

修練開始後満4年以上を経た段階で、予備試験となる筆記試験を受験することができる。

修練開始後満5年以上を経た予備試験合格者は、到達目標に示された最低手術症例数(350例、うち指導医のもとに術者として120例)を充足した段階で、認定試験となる面接試験を受験することができる。認定試験合格後、外科専門医として認定される。

II. 日本乳癌学会

(1)認定医

乳癌学会認定医の認定を受けるためには、日本外科学会外科専門医(領域診療科の認定医または専門医)であり、継続4年以上日本乳癌学会会員であること、卒後初期臨床研修(2年)終了後、日本乳癌学会が認定した認定施設(関連施設を含む)において所定の修練カリキュラムにしたがい通算2年以上の修練(40例以上の乳癌症例の診療経験)を行っていること、乳腺疾患に関する業績を有することなどが必要である。申請書類により申請者の認定医としての適否が審査される。

(2)専門医

乳癌学会専門医の認定を受けるには、乳癌学会認定であること、継続5年以上日本乳癌学会会員であること、日本乳癌学会が認定した認定施設(関連施設を含む)において所定の修練カリキュラムにしたがい通算5年以上の修練(100例以上の乳癌症例の診療経験)を行っていること、乳腺疾患に関する業績を有することなどが必要である。申請書類と試験により申請者の専門医として適否が審査される。

(ウ)日本乳癌学会認定(関連)施設

三重大学医学部附属病院	尾鷲総合病院
-------------	--------

済生会松阪総合病院	松阪中央総合病院
市立四日市病院	山本総合病院
山田赤十字病院	市立伊勢総合病院
鈴鹿中央総合病院	松阪市民病院
三重中央医療センター	紀南病院
県立志摩病院	遠山病院
上野総合市民病院	四日市社会保険病院
県立総合医療センター	桑名市民病院
岡波総合病院	名張市立病院

(エ) 専門医(三重県内)

外科専門医:140名(H17年5月現在)

乳癌学会認定医:23名(H17年1月現在)

乳癌学会専門医:1名(H17年1月現在)

キャリアパスの一例

年次	1, 2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
研修内容	初期臨床 研修	一般外科 研修 臨床研究	一般外科 研修 臨床研究	一般外 科・乳腺 外科研修 臨床研究	一般外 科・乳腺 外科研修 臨床研究	乳腺外科 研修	乳腺外科 研修	乳腺外科 研修	乳腺外科 診療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院・大 学 スタッフ	病院・大 学 スタッフ	病院・大 学 スタッフ	病院・大 学 スタッフ
所属	三重大 病院	A 病院	A 病院	三重大 病院	三重大 病院	B 病院	B 病院	C 病院	C 病院
施設形態	臨床研修 病院	専門医 修練施設	専門医 修練施設	専門医 修練施設 乳癌学会 認定施設	専門医 修練施設 乳癌学会 認定施設	専門医 修練施設 乳癌学会 認定施設	乳癌学会 認定施設	乳癌学会 認定施設	乳癌学会 認定施設
経歴		大学院 入学			大学院 修了 学位取得				
所属学会 と資格	外科学会 入会		乳癌学会 入会	外科専門 医予備 試験	外科専門 医取得	乳癌学会 認定取得			乳癌学会 専門医試 験・取得
修練期間		外科専門医修練期間							
				乳癌学会専門医修練期間					

4-2 消化管・小児外科学

所属大学院	生命医科学専攻病態修復医学講座消化管・小児外科学分野
教員	楠 正人 教授、三木誓雄 助教授
入会必要学会	日本外科学会、日本消化器外科学会、日本小児外科学会
取得可能専門医	日本外科学会専門医、日本消化器外科学会専門医、日本小児外科学会専門医
関係規則	下記参照
教育施設	下記参照
県内の専門医数	下記参照

1. 日本外科学会専門医を取得する場合

(ア) 入会必要学会

日本外科学会

(イ) 関係規則（日本外科学会専門医修練カリキュラム）

- ①日本外科学会に修練医登録を行い修練医となる。
- ②修練開始登録を行った後満 4 年以上を経た段階で予備試験(筆記試験)を受験することができる。
- ③修練開始後満 5 年以上を経た予備試験合格者は最低手術症例数を充足した段階で認定試験(面接試験)を受験することができる。
- ④予備試験の申請時には日本外科学会の会員であることは要しない。認定試験の申請時には会員であることが必要である。

修練開始登録以前の経験手術症例は申請できないが、ただし卒後初期臨床研修期間満了後6ヶ月以内に修練登録した場合に限り卒後初期臨床研修開始時まで遡って登録したとみなす。

(ウ) 教育施設

学会指定施設:

三重大学医学部附属病院、三重県立総合医療センター、桑名市民病院、四日市社会保険病院、名張市立病院、岡波総合病院、新宮市立医療センター

学会関連施設:

日下病院、遠山病院、上野総合市民病院（コード票順）

(エ) 専門医 19 名

キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床 研修	外科 研修・研究	外科 研修・研究・ 予備試験	消化器外 科 / 小児 外科 研修・研究・ 外科専門 医	消化器外 科 / 小児 外科 診療・研究	消化器外 科 / 小児 外科 診療	消化器外 科 / 小児 外科 診療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	医員	医員 / 助 手
所属(例)		大学	大学	大学	大学	大学	大学

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床 研修	外科 研修	外科 研修・予備 試験	消化器外 科 / 小児 外科 研修・研究・ 外科専門 医	消化器外 科 / 小児 外科 診療・研究	消化器外 科 / 小児 外科 診療・研究	消化器外 科 / 小児 外科 診療・研究
身分	研修医	医員	医員	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生
所属(例)		大学	大学	大学	大学	大学	大学

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床 研修	外科 研修・研究	外科 研修・研究・ 予備試験	消化器外 科 / 小児 外科 研修・研究・ 外科専門 医	消化器外 科 / 小児 外科 診療・研究	消化器外 科 / 小児 外科 診療	消化器外 科 / 小児 外科 診療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	医員	医師
所属(例)		大学	大学	大学	大学	大学	関連病院

年次	1,2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目
研修内容	初期臨床 研修	外科研修	外 科 研 修・予備 試験	消化器外 科 / 小児 外 科 研 修・研究・ 外科専門 医	消化器外 科 / 小児 外 科 診 療・研究	消化器外 科 / 小児 外 科 診 療・研究	消化器外 科 / 小児 外 科 診 療・研究
身分	研修医	医師	医師	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生
所属(例)		関連病院	関連病院	大学	大学	大学	大学

2. 日本消化器外科学会専門医を取得する場合

(ア) 入会必要学会関係

日本外科学会、日本消化器外科学会

(イ) 関係規則(日本消化器外科学会)

- 1) 日本国の医師免許を有すること
- 2) 日本外科学会認定医または外科専門医であること
- 3) 継続 3 年以上本会会員であること
- 4) 臨床研修終了後、指定修練施設において所定の修練カリキュラムに従い、通算 5 年間以上の修練を行っていること。ただし、平成 15 年度までの医師免許取得者は、医師免許取得後 7 年間以上修練し、その内 5 年間以上は指定修練施設において所定のカリキュラムに従い修練を行っていること

(ウ) 教育施設

三重大学付属病院	紀南病院
尾鷲総合病院	県立志摩病院
済生会松阪総合病院	遠山病院
市立四日市病院	上野総合市民病院
山本総合病院	四日市社会保険病院
山田赤十字病院	県立総合医療センター
市立伊勢総合病院	桑名市民病院

鈴鹿中央総合病院
 松阪市民病院
 三重中央医療センター

岡波総合病院
 名張市立病院
 新宮市立医療センター

(エ) 専門医 85 名

キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床研修	一般外科研修	消化器外科・心血管外科・呼吸器外科・小児外科学臨床研修	消化器外科・心血管外科・呼吸器外科・小児外科学臨床研修、研究	消化器外科・心血管外科・呼吸器外科・小児外科学臨床研修	消化器外科学臨床研修	消化器外科学臨床研修
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタッフ他	病院、大学スタッフ他
所属	三重大病院	A病院	A病院	三重大病院	三重大病院	B病院	
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	
経歴		大学院入学			大学院修了学位取得		
資格	外科学会入会			外科専門医予備試験受験、合格、消化器外科学会入会	外科専門医認定試験受験、取得		消化器外科専門医受験、取得
	外科専門医研修期間						
		消化器外科専門医研修期間					

3. 日本小児外科学会専門医を取得する場合

(ア) 入会必要学会関係: 日本外科学会、日本小児外科学会

(イ) 関係規則(日本小児外科学会):

- 1、 日本外科学会の認定医の資格を持つこと。
- 2、 外科医として7年以上の経験を有すること。
- 3、 認定施設において、小児外科の研修を通算3年以上行っていること。
- 4、 別に定める臨床研修および研修指数を持っていること。
- 5、 小児外科に関する筆頭者としての研究論文及び症例報告を、それぞれ1篇以上、およびそのほかの論文を3篇以上発表していること。
- 6、 学会、地方会または研究会において、小児外科に関する発表を、演者として3回以上行っていること。
- 7、 学会の定める筆頭試験に合格していること。

(ウ) 認定施設: 三重大学医学部附属病院

(エ) 専門医: 3名(三重県内)

キャリアパスの一例

年次 研修内容	1, 2年目 初期臨床研修	3年目 一般外科研修	4年目 一般外科研修 小児外科研修	5年目 小児外科研修	6年目 小児外科研修	7年目 小児外科研修	8年目 小児外科診療
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	大学病院医員 大学スタッフ他	大学病院医員 大学スタッフ他
所属(例)	A病院	B病院	C病院	三重大学病院	三重大学病院	三重大学病院	三重大学病院
資格				外科専門医			小児外科専門医

4-3 女性骨盤外科学

所属大学院	生命医科学専攻病態修復医学講座女性骨盤外科学分野
教員	田畑 努 助教授
入会必要学会	日本産科婦人科学会他(下記参照)
取得可能専門医	日本産科婦人科学会専門医、日本産科婦人科内視鏡学会技術認定医、日本周産期・新生児医学会周産期専門医(母体・胎児)
関係規則	下記参照
認定研修施設	下記参照
県内の専門医数	下記参照

1. 日本産科婦人科学会専門医を取得する場合

(ア)入会必要学会

日本産科婦人科学会

(イ)関係規則(日本産科婦人科学会)

- ① 通算5年以上本会の会員である者。(初期臨床研修の2年間は本学会の会員でなくてもこれに含めることができる。)
- ② 学会指定の卒後研修指導施設で、卒後研修目標に添って通算5年以上の臨床研修を終了した者。

(ウ)教育施設

三重大学医学部附属病院、山本総合病院、県立総合医療センター、市立四日市病院、四日市社会保険病院、鈴鹿中央総合病院、三重中央医療センター、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、
松阪市民病院、山田赤十字病院

(エ)専門医

三重県内147名

(オ)キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3年目	4,5年目	6年目	7年目	8,9年目	10年目
研修内容	初期臨床 研修	産婦人科学 臨床研修	産婦人科学 臨床研修	産婦人科学 臨床研修	産婦人科学 臨床研修	産婦人科学 臨床研修	産婦人科学 臨床研修

		研究	研究	研究	研究	研究	研究
身分	研修医	医員	スタッフ	大学院	大学院	大学院	スタッフ
所属(例)	大学病院 ローテート	大学病院	A病院	大学病院	大学病院	大学病院	大学病院 or B病院
施設形態	臨床研修 病院	認定施設	認定施設	専門医指導 施設	専門医指導 施設	専門医指導 施設	専門医指導 施設
経歴		産婦人科 専攻		大学院入学		大学院修了	
資格		産婦人科学 会入会		産婦人科専 門医受験			
	専門医研修 期間(前期)	専門医研修 期間(後期)	専門医研修 期間(後期)				

2. 日本婦人科腫瘍学会 婦人科腫瘍専門医を取得する場合

(ア)入会必要学会

日本産科婦人科学会、日本婦人科腫瘍学会

(イ)関係規則(日本婦人科腫瘍学会)

- ① 日本産科婦人科学会専門医であること。
- ② 通算3年以上本会の会員である者。
- ③ 指定修練施設において所定の修練ガイドラインに従い、通算3年以上の修練を行っていること。
- ④ 資格認定施行細則に定める業績を有すること。
- ⑤ 資格認定施行細則に定める5年以上の研修業績を有すること。

(ウ)教育施設

三重大学医学部附属病院、山田赤十字病院

(エ)専門医

三重県内 3名

(オ)キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3,4,5年目	6年目	7,8年目	9年目	10年目
----	-------	---------	-----	-------	-----	------

研修内容	初期臨床 研修	産婦人科学 臨床研修 研究	産婦人科学 臨床研修 研究	産婦人科学 臨床研修 研究	産婦人科学 臨床研修 研究	産婦人科学 臨床研修 研究
身分	研修医	医員	大学院	大学院	大学院	スタッフ他
所属(例)	大学病院	A 病院 or B 病院	大学病院	大学病院	大学病院	大学病院 or 外病院
施設形態	臨床研修 病院		指導施設	指導施設		
経歴			産婦人科専 門医受験 大学院入学		大学院修了	
資格		産婦人科学 会入会	婦人科腫瘍 学会入会		婦人科腫瘍 専門医受験	
			専門医研修 期間	専門医研修 期間		

3. 日本臨床細胞学会 細胞診指導医を取得する場合

(ア)入会必要学会

日本臨床細胞学会

(イ)関係規則(日本臨床細胞学会)

- ① 通算3年以上本会の会員である者。
- ② 5年間以上にわたり細胞診断学の研修を受けた者。
- ③ 資格認定施行細則に定める業績を有すること。

(ウ)教育施設

三重大学医学部附属病院、鈴鹿中央総合病院、山田赤十字病院、県立志摩病院

(エ)専門医

三重県内 6名

(オ)キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3年目	4,5年目	6年目	7年目	8,9年目
研修内容	初期臨床	産婦人科学	産婦人科学	産婦人科学	産婦人科学	産婦人科学

	研修	臨床研修 研究	臨床研修 研究	臨床研修 研究	臨床研修 研究	臨床研修 研究
身分	研修医	医員	医員	大学院	大学院	大学院
所属(例)	大学病院	A 病院	B 病院	大学病院	大学病院	大学病院
施設形態	臨床研修 病院	認定施設	認定施設			
経歴				大学院入学		大学院修了
資格		臨床細胞学 会入会				細胞診指導 医受験
	研修期間	研修期間	研修期間			

4. 日本産科婦人科内視鏡学会技術認定医を取得する場合

(ア)入会必要学会

日本産科婦人科学会、日本産科婦人科内視鏡学会

(イ)関係規則(日本産科婦人科内視鏡学会)

- ① 日本産科婦人科学会専門医であること。
- ② 通算3年以上本会の会員である者。
- ③ 通算2年以上の産婦人科内視鏡下手術修練を行っていること。
- ④ 術者として100例以上の内視鏡下手術経験を有すること。
- ⑤ 資格認定施行細則に定める業績を有すること。

(ウ)教育施設

三重大学医学部附属病院、県立志摩病院

(エ)専門医

三重県内 0名

(オ)キャリアパスの一例

年次	1,2 年目	3,4,5 年目	6,7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
研修内容	初期臨床 研修	産婦人科学 臨床研修 研究	産婦人科学 臨床研修 研究	産婦人科学 臨床研修 研究	産婦人科学 臨床研修 研究	産婦人科学 臨床研修 研究
身分	研修医	医員	大学院	大学院	大学院	スタッフ他
所属(例)	大学病院	A 病院	大学病院	大学病院	大学病院	大学病院
施設形態	臨床研修 病院		指導施設	指導施設		
経歴			産婦人科専 門医受験 大学院入学		大学院修了	
資格		産婦人科学 科入会	内視鏡学会 入会		指導医受験	
			専門医研修 期間	専門医研修 期間		

4-4 腎泌尿器外科学

所属大学院	生命医科学専攻病態修復医学講座腎泌尿器外科学分野
教員	杉村 芳樹 教授、有馬 公伸 助教授
入会必要学会	日本泌尿器科学会
取得可能専門医	日本泌尿器科学会専門医
関係規則	<p>1. 専門医認定に必要な研修期間は、卒後研修 2 年に泌尿器科専門研修 4 年を加えた計 6 年間(卒後満 6 年)とする。なお、専門医試験の受験資格については泌尿器科専門研修 3 年終了後(卒後満 5 年)とする。</p> <p>2. 卒後研修終了後、施設長と日本泌尿器科学会専門医制度審議会に「研修開始宣言」を行ない、泌尿器科専門研修を開始する。</p> <p>3. 泌尿器科専門研修 3 年を終了した卒後 6 年目の 4 月から 5 月に専門医資格試験受験の申請を行うが、このときには日本泌尿器科学会会員であることが必要である。</p> <p>4. 上記受験申請に続いて 8 月頃専門医資格試験を実施し、その合格をもって専門医認定申請を行い、審査を経て泌尿器科専門研修 4 年(卒後研修を含め通算 6 年)を終了した 4 月 1 日付で専門医に認定される。「研修開始宣言」は卒後研修終了後(卒後 3 年目)の 4 月から 6 月の間に行い、4 月からの研修開始とみなされる。泌尿器科研修は日本泌尿器科学会会員でなくても可能ではあるが、実質的には会員にならないと研修プログラムを消化することがきわめて困難であり、研修開始宣言時には学会に入会することが望ましい。</p>
認定研修施設	愛知県がんセンター、三重県立総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、武内病院、済生会松阪総合病院、山田赤十字病院
県内の専門医数	専門医 70名

キャリアパスの一例

年次	1、2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期臨床研修	腎泌尿器外科学臨床研修	腎泌尿器外科学臨床研修	腎泌尿器外科学臨床研修	腎泌尿器外科学臨床研修、研究	腎泌尿器外科学臨床研修、研究	腎泌尿器外科学臨床研修、研究
身分	研修医	医員	病院スタッフ	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生
所属(例)	三重大病院	三重大病院	A病院	B病院	B病院	三重大病院	三重大病院
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設
経歴				大学院入学			大学院修了 学位取得

資格	泌尿器科 学会入会				泌尿器科專 門医受験、 取得		
----	--------------	--	--	--	----------------------	--	--

4-5 胸部心臓血管外科学

所属大学院	生命医科学専攻病態修復医学講座胸部心臓血管外科学分野
教員	新保秀人 教授、下野高嗣 助教授、高尾仁二 助教授
入会必要学会	日本外科学会、胸部外科学会、呼吸器外科学会
取得可能専門医	呼吸器外科専門医
関係規則	
認定研修施設	
県内の専門医数	

キャリアパスの一例

年次	1,2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
研修内容	初期臨床研修					
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	病院、大学スタッフ他
所属（例）	三重大病院	A病院	A病院	三重大病院	三重大病院	
所属（例）						
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設	認定施設
経歴		大学院入学			大学院修了 学位取得	
資格	呼吸器外科学会 胸部外科学会 外科学会 入会					呼吸器外科専門医試験

4-6 運動器外科学

所属大学院	生命医科学専攻病態修復医学講座運動器外科学分野
教員	平田 仁 助教授
入会必要学会	日本整形外科学会他
取得可能専門医	日本整形外科学会専門医、リウマチ関節外科認定医、日本スポーツ医、日本整形外科学会認定スポーツ医、日本整形外科学会認定リウマチ医
関係規則	後記参照
認定研修施設	後記参照
県内の専門医数	後記参照

整形外科における専門医、認定医制度

日本整形外科学会は下記に示す規約に基づき専門医を認定しています。日本整形外科学会は複数の専門学科の基礎学会ともなっており、以下に示すように所属学会が日本整形外科学会専門医を対象にそれぞれの専門医、認定医制度を運用、あるいは準備しています。

1. 日本整形外科学会専門医制度規則

1. 専門医申請資格に関する規則

専門医の認定を申請する者は、次の各条件を満たしていることを必要とする。

- (1) 申請時において6年以上引き続き正会員であること。
- (2) 本規則に定めた研修期間、研修内容、研修施設の研修条件を満たしていること。

(研修期間)

認定資格を得るための研修期間は、6年以上とする。ただし、1施設における研修期間が6年未満の場合は、研修期間合計が6年以上であることを証明するに足る複数施設の証明書を必要とする。

2 全研修期間のうち3年間は、認定された研修施設(以下「研修施設」という。)において、専門医の指導のもとで臨床研修することを必要とする。ただし、3年間のうち6ヶ月間は、特定短期研修施設での研修を認める。

3 大学院学生の研修期間については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 整形外科関連の基礎研究期間は、前項の3年間以外の研修期間の一部として認めることがある。その承認のためには、大学院名、在学期間研究題目、指導教官名等を記載した大学院履修、中途退学、または修了(学位取得)証明書を提出しなければならない。
- (2) 臨床研究を行った在学期間については、研修施設における研修期間として認めることがある。その承認のためには、前号に定める証明書ならびに当該期間内の研究内容に関する指導教官の報告書を提出しなければならない。

2. 専門医を取得するための研修内容等に関する規則

研修の内容は、別に定める「整形外科卒後研修ガイドライン」による。

前項に定めるもののほか、次の各号に定めるところにより全研修期間中に主発表者として1回以上の学術集会での発表を行うことが必要とする。

(1) 学術雑誌とは、日本整形外科学会雑誌のほか、地区別専門雑誌、学会専門医が編集委員などをつとめる医書出版社より発行される専門雑誌、大学医学部または医科大学発行の学術雑誌およびこれらに相当する外国の学術雑誌とする。そのほかに発表された論文についても委員会および専門医制度委員会の審査により同等とみなすことがある。

(2) 学術集会とは、日本整形外科学会学術集会のほか、地区別専門学会、日本整形外科学会が主催ないし後援する学術集会および研究会を含むものとする。そのほかの学術集会における発表も委員会および専門医制度委員会の審査により同等とみなすことがある。

3 10例の診療記録を作成する。これらは第1項の卒後研修ガイドラインに掲げられた研修内容に該当する症例であることを必要とする。

4 研修期間中に、本学会が認定する教育研修会に出席し、所定の手続きにより24単位を取得する。

5 全研修期間中の研修内容等を、所定の研修手帳に記載する。

(研修施設)

研修施設は、一般研修施設および特定短期研修施設(以下「研修施設」という)とし、認定の条件は、次項および第3項に規定する。

2 一般研修施設は、総合病院または整形外科を標榜科目に含む病院で、整形外科入院患者が常時20名以上いること、または肢体不自由児(者)施設の場合、入院患者が常時20名以上いることを必要とする。ただし、いずれの施設も、整形外科診療を適切に行い得るに十分な施設を有し、滑、研修指導に当たる専門医が常勤し、検査室および図書室ならび病歴の記録管理が整備されていることを必要とする。

3. 特定短期研修施設は、整形外科入院患者が20名未満であっても整形外科および関連の特定専門領域(整形外科の中での特定専門領域)においてその診療内容が一般研修施設と同程度かそれ以上の水準にあり、研修指導に当たる専門医が常勤し、医科の各号の要件を満たすものとする。

(1) 指導に当たる専門医は、特定専門領域の関連学術団体においてその業績を全国レベルで評価されている正会員で、専門医資格取得後5年以上の関連学術団体(在籍期間)を有している。

(2) 申請施設からこの2年間に、1編以上の学術集会報告を、特定専門領域の関連学術集会(地域の談話会、研究会は除く)において発表をしている。

(3) 申請施設からこの2年間に、1篇以上の特定専門領域の学術論文を、全国レベルの学術雑誌に発表している。

(4) 学術集会発表および学術論文は、申請施設での臨床例をもとに指導に当たる専門医が関与して作成されている。

(5) 図書が適切に整備されている。

4. 研修施設の申請は、施設長またはこれに準ずるものが行う。

5. 申請には、研修認定申請書(別紙様式2または3)と施設内用説明書を中央委員会に提出する。

6. 研修施設の申請は、随時行うことができる。ただし、委員会が必要と認めた場合は、臨時審査を行うことができる。
7. 委員会は2年ごとに研修施設の再審査を行う。ただし、委員会が必要と認めた場合は、随時再審査を行うことができる。
8. 施設認定条件に変動が生じた場合、施設庁は直ちに中央委員会に報告しなければならない。これにより中央委員会が認定条件に掛けると判断した場合、理事会の議を経て研修施設認定が取り消される。この場合施設認定証は速やかに返還されねばならない。

(研修医申請資格審査)

審査は毎年1回行う。理事長は3ヶ月以前に、申請受付期間と専門医試験の期日を日整会誌上に告示するものとする。

2 申請者は、次の各号に掲げる書類に理事会が定める審査料(書類審査料および受験料)を添えて中央委員会に提出する。ただし、受領した書類審査料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

(1) 専門医認定申請書

(2) 履歴書

(3) 研修施設研修証明書ならびに非認定施設勤務証明書

(4) 診療記録10例「各例の記録は、①患者病歴番号、年齢、性別、職業など、②現病歴と概住歴、③申請者が診療開始後の現病経過(実施した検査・診断・実施した治療と治療開始後特定時点における転帰を含む)、および①から③を証明する材料としての手術記録、剖検記録その他病歴の主要部分の写しを含む」ならびに業績目録

(5) 研修手帳

3 申請書・証明書・業績目録等の提出書類の形式は、専門医制度委員会が作成し、理事会の承認を得て定める。

3. 専門医試験に関する規則

第10条 委員会が申請資格を有すると判定した者に対して専門医試験(以下「試験」という。)を行う。試験の実施は理事長が行う。

2 試験の統括運営は理事長の委嘱した専門医試験委員による専門試験委員会があたる。

3 試験は年1回、筆答および口答により実施する。

4 試験の出題は理事長の委嘱した試験問題作成委員および試験問題選定委員が行う。

5 試験の最終的な合否判定は中央委員会が行う

6 受験者には合否の最終決定のみを通知する

7 試験に不合格であった者も、第4条に条件を満たせば次年以降の申請資格を有する。

研修施設

施設名	総病床数	整形外科病床数
伊賀市立上野総合市民病院	264	51
恩賜財団済生会松阪総合病院	378	63
桑名市民病院	234	31
三重中央医療センター	306	62
菰野厚生病院	200	25
四日市社会保険病院	200	38
市立伊勢総合病院	419	45
市立四日市病院	557	51
松阪市民病院	300	50
三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿中央総合病院	512	72
三重県厚生農業協同組合連合会松阪中央総合病院	489	72
三重県立草の実リハビリテーションセンター	100	100
三重県立志摩病院	334	51
三重県立総合医療センター	330	55
三重大学医学部附属病院	731	40
山田赤十字病院	605	71
医療法人暁純会榊原温泉病院	191	63
尾鷲総合病院	275	50
津生協病院	123	35
三重県厚生農業協同組合連合会いなべ総合病院	230	61
特定医療法人富田浜病院	157	64
医療法人社団岡波総合病院	280	45
大門病院	52	90
医療法人永井病院	239	64
医療法人斎寿会鈴鹿回生病院	279	97
紀南病院	210	40
亀山市立医療センター	100	30
医療法人財団青木会青木記念病院	81	31
大台厚生病院	87	25
医療法人社団青木会大桑病院	71	35
医療法人博仁会村瀬病院	169	70
医療法人(社団)大和会日下病院	154	60
独立行政法人国立病院機構三重病院	195	53
名張市立病院	200	48

専門医 20名

キャリアパスの一例

(通常コース)

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
研修内容	初期研修	整形外科診断学・基本手術手技・保存治療技術手技研修	外傷学・リハビリテーション医学研修	関節外科学(人工骨頭置換術・矯正骨きり術) 脊椎脊髄外科学(椎間板ヘルニア、脊柱管拡大術)・微小外科学(切断指肢再接着)・スポーツ外科学(関節鏡視下半月切除術)・骨軟部腫瘍外科学(良性腫瘍治療)・骨代謝学 臨床研究	関節外科学(人工関節置換術)・脊椎脊髄外科学(インスツルメンテーション)・微小外科学(遊離組織移植術)・スポーツ外科学(関節鏡視下靭帯形成術)・骨軟部腫瘍外科学(悪性腫瘍治療)・骨代謝学 臨床研究	整形外科診療 専門分野研修	整形外科診療 専門分野研修
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	スタッフ	スタッフ
所属		研修病院	研修病院	三重大学	三重大学		
経歴		大学院入学			大学院卒業		
資格	学会入会				整形外科専門医受験・取得		
	初期研修期間	整形外科専門医研修期間				専門分野研修期間	

キャリアパスの一例

(短縮コース)

年次	1, 2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目
研修内容	初期研修	整形外科診断学・基本手術手技・保存治療技術手技研修	外傷学・リハビリテーション医学研修	関節外科学(人工骨頭置換術・矯正骨きり術) 脊椎脊髄外科学(椎間板ヘルニア、脊柱管拡大術)・微小外科学(切断指肢再接着)・スポーツ外科学(関節鏡視下半月切除術)・骨軟部腫瘍外科学(良性腫瘍治療)・骨代謝学臨床研究	関節外科学(人工関節置換術)・脊椎脊髄外科学(インストルメンテーション)・微小外科学(遊離組織移植術)・スポーツ外科学(関節鏡視下靭帯形成術)・骨軟部腫瘍外科学(悪性腫瘍治療)・骨代謝学臨床研究	整形外科診療 専門分野研修	整形外科診療 専門分野研修
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	スタッフ	スタッフ
所属		三重大学	研修病院	三重大学	三重大学		
経歴		大学院入学			大学院卒業		
資格		学会入会			整形外科専門医受験・取得		
	初期研修期間	整形外科専門医研修期間				専門分野研修期間	

日本整形外科学会が認定する専門分野専門医制度

日本整形外科学会認定スポーツ医

日本整形外科学会認定リウマチ医

関連学会における専門医制度の整備状況

学会名	会員数	認定医制度	専門医制度	指導医制度
日本リウマチ学会	8567	なし	あり	あり
日本リハビリテーション医学会	8780	あり	あり	あり

日本関節鏡学会		1236	なし	なし	なし
日本肩関節学会		1200	なし	なし	なし
日本肘関節学会		832	なし	なし	なし
日本手の外科学会		3000	なし	準備中	なし
日本股関節学会		1530	なし	なし	なし
日本膝関節学会		1450	なし	なし	なし
日本骨折治療学会	2000	なし	なし	なし	
日本骨代謝学会		2473	なし	なし	なし
日本災害医学会		2650	なし	なし	なし
日本小児整形外科学会		1500	なし	なし	なし
日本人工関節学会	750	なし	なし	なし	
日本整形外科スポーツ医学会		1740	なし	準備中	なし
日本脊椎脊髄病学会		2400	あり	なし	あり
日本足の外科学会		750	なし	なし	なし

4-7 口腔・顎顔面外科学

所属大学院	生命医科学専攻病態修復医学講座口腔・顔面外科学分野
教員	田川俊郎 教授、乾眞登可 助教授
入会必要学会	日本口腔外科学会
取得可能専門医	日本口腔外科学会専門医、日本顎関節学会認定医・指導医
関係規則	下記参照
認定研修施設	下記参照
県内の専門医数	下記参照

日本口腔外科学会専門医・指導医を取得する場合

(ア) 入会必要学会

日本口腔外科学会

(イ) 関係規則

専門医資格を申請するには修練医でなくてはならない

・修練医の申請資格

- 1) 日本国の歯科医師または医師免許証を有すること
- 2) 歯科医師または医師免許登録後、2年以上継続して本学会会員であること
- 3) 歯科医師または医師の臨床研修修了登録証取得後、本学会の定める研修カリキュラムに従い、研修施設または関連研修施設において通算2年以上の研修を行っていること
- 4) 別に定める研修実績および診療実績を有すること

・専門医の申請資格

- 1) 国の歯科医師または医師免許証を有し、良識ある人格を有する者
- 2) 歯科医師または医師免許登録後、6年以上継続して本学会会員であること
- 3) 本学会修練医資格取得者であること
- 4) 歯科医師または医師の臨床研修修了登録証取得後、本学会の定める研修カリキュラムに従い、研修施設または関連研修施設において通算6年以上、口腔外科に関する診療に従事していること
- 5) 別に定める研修実績、診療実績および論文業績を有すること

(ウ) 教育施設

三重大学医学部附属病院 指導医2名、専門医1名

キャリアパスの一例

年次	1、2年目	3年目	4年目	5年目
研修内容	初期臨床研修 一般歯科・口腔外科学	口腔外科学 臨床研修 研究	口腔外科学 臨床研修 研究	口腔外科学 臨床研修 研究
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生
臨床研修の場	三重大病院	三重大病院	三重大病院	三重大病院
施設形態	歯科医臨床研修 病院 学会 認定施設	学会認定施設	学会認定施設	学会認定施設
経歴		大学院入学		
資格	口腔外科学会入 会		修練医受験 取 得	
年次	6年目	7年目	8年目	9-12年目
研修内容	口腔外科学 臨床研修 研究	歯科・口腔外科 診療	歯科・口腔外科 診療	歯科・口腔外科 診療
身分	大学院生	病院、大学 ス タッフ等	病院、大学 ス タッフ等	病院、大学 ス タッフ等
臨床研修の場	三重大病院	三重大病院	三重大病院	三重大病院
施設形態	学会認定施設	学会認定施設	学会認定施設	学会認定施設
経歴	大学院卒業 学 位取得			
資格		口腔外科学会 専門医受験 取得		口腔外科学会 指導医受験 取得

日本顎関節学会認定医

(ア)入会必要学会

日本顎関節学会

(イ)関係規則

・認定医の申請資格

- 1) 日本国の歯科医師または医師の免許を有する者
- 2) 本学会に継続して5年以上の在籍期間があること
- 3) 第7条の認定研修の各号をすべて満たす者(注)

(ウ)教育施設

三重大学医学部附属病院 指導医1名

(注)

第7条

- 1) 認定研修機関において5年以上診療及び研究に従事すること。あるいはそれに準ずると認定審議会でされたこと。
- 2) 本学会学術大会に出席すること。
- 3) 顎関節に関連する発表を行なうこと。
- 4) 顎関節疾患の診断、治療に従事すること。
- 5) 2,3,4 については別途定める。

キャリアパスの一例

年次	1、2年目	3年目	4年目	5年目
研修内容	初期臨床研修 一般歯科・口腔外科学	口腔外科学 臨床研修 研究	口腔外科学 臨床研修 研究	口腔外科学 臨床研修 研究
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生
臨床研修の場	三重大病院	三重大病院	三重大病院	三重大病院
施設形態	歯科医臨床研修病院	学会認定施設	学会認定施設	学会認定施設
経歴		大学院入学		
資格	顎関節学会入会			
年次	6年目	7-10年目		
研修内容	口腔外科学 臨床研修 研究	歯科・口腔外科 診療		
身分	大学院生	病院、大学 スタッフ等		
臨床研修の場	三重大病院	三重大病院		
施設形態	学会認定施設	学会認定施設		
経歴	大学院卒業 学位取得			
資格	顎関節科学会 認定医受験 取得	顎関節学会 指導医受験 取得		

4-8 耳鼻咽喉・頭頸部外科学

所属大学院	生命医科学専攻病態修復医学講座耳鼻咽喉。頭頸部外科学分野
教員	間島雄一 教授、竹内万彦 助教授
入会必要学会	日本耳鼻咽喉科学会
取得可能専門医	耳鼻咽喉科専門医
関係規則	<p>専門性に関する資格の取得条件</p> <p>1)日本国の医師免許を有する者。</p> <p>2)連続して3年以上、日本耳鼻咽喉科学会の正会員である者。</p> <p>3)日本耳鼻咽喉科学会が基準に基づいて認可した耳鼻咽喉科専門医研修施設において、研修カリキュラムに従い臨床研修終了後4年以上の専門領域研修(そのうち3年以上は耳鼻咽喉科専門医研修施設における研修でなければならない。)を修了した者。</p>
認定研修施設	<p>市立四日市病院</p> <p>三重県立総合医療センター</p> <p>鈴鹿回生総合病院</p> <p>鈴鹿中央総合病院</p> <p>三重大学医学部附属病院</p> <p>国立三重中央病院</p> <p>医療法人社団前田会前田耳鼻咽喉科気管食道科病院</p> <p>済世会松阪総合病院</p> <p>山田赤十字病院</p>
県内の専門医数	128 名

キャリアパスの一例

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
研修内容	初期臨床研修	耳鼻咽喉科学 臨床研修 研究	耳鼻咽喉科学 臨床研修 研究	耳鼻咽喉科学 臨床研修 研究	耳鼻咽喉科学 臨床研修 研究
身分	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生
研修の場	A病院	三重大病院	三重大病院	三重大病院	三重大病院

4-9 皮膚外科学

所属大学院	生命医科学専攻病態修復医学講座皮膚外科学分野
教員	水谷 仁 教授
入会必要学会	
取得可能専門医	
関係規則	
認定研修施設	
県内の専門医数	

4-10 先端的外科技術開発学

所属大学院	生命医科学専攻病態修復医学講座先端の技術開発学分野
教員	楠 正人 教授、登内 仁 教授
入会必要学会	
取得可能専門医	
関係規則	
認定研修施設	
県内の専門医数	

5. 環境社会医学講座

5-1 公衆衛生・産業医学

所属大学院	生命医科学専攻環境社会医学講座公衆衛生・産業医学分野
教員	横山和仁 教授、石川 仁 教授
<p>関連する資格・職務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業医(医師でかつ労働安全衛生法第13条が定める資格)－卒後の年数には無関係 <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本医師会の産業医学基礎研修修了者(日医認定産業医) 2) 産業医科大学の産業医学基本講座修了者(産業医大ディプロマ) 3) 労働衛生コンサルタント試験(試験区分が保健衛生)合格者 4) 大学の労働衛生に関する科目を担当する講師(常勤)、助教授または教授の経験者 2. 日本産業衛生学会専門医: 下記の者が受験資格 <p>2年間の臨床研修修了後、契約指導医の下での3年以上の研修(産業医実務経験)修了者 産業衛生学会または機関誌での学術報告1回以上</p> 3. 同 指導医 <p>上記専門医の資格取得後、実務経験が5年以上</p> 4. 労働安全衛生コンサルタント(労働安全衛生法第 82 条が定める資格)－国家試験あり <p>受験資格は、(1)大学の理科系統の正規の課程卒業生で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有する者、(2)短大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程の卒業生で、その後7年以上安全の実務に従事した経験を有する者、または(3)これらと同等と厚生労働大臣が認める者</p> 5. 公衆衛生医 <p>自治体の健康部門や保健所に勤務する医師</p> 6. 産業カウンセラー: 職場で活動するカウンセラー <p>日本産業カウンセラー協会の試験を受ける</p> <p>受験資格は、(1)大学で心理学又は心理学隣接諸科学を専攻し学士の学位を有する者、(2)カウンセリング業務又は人事労務管理に従事した期間が通算4年以上の者、または(3)所定の講座ないし通信講座を修了した者</p> 	

キャリアパスの一例

卒業後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8
内容	初期臨床研修	初期臨床研修	研究、産業医実務	研究、産業医実務	研究、産業医実務	研究、産業医実務		
身分	研修医	研修医	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生	教育・研究職/産業医/病院勤務	
所属	研修指定病院	研修指定病院	大学	大学	大学	大学	→	
産業医実務			企業(非常勤)	企業(非常勤)	企業(非常勤)	企業(非常勤)	→	
産業医実務*			企業(常勤)	企業(常勤)	企業(常勤)	企業(常勤)	→	
施設形態	病院	病院					→	
経歴	産業医学基礎研修等受講(臨床研修と並行すると結構時間がかかる)、認定産業医資格取得					大学院修了、博士取得		
資格			産業医	産業医	産業医	産業医	→	
			日本産業衛生学会 専門医研修登録/研修	研修	研修	受験・専門医取得	→	
*この場合は昼夜開講制(社会人入学)								

5-2 家庭医療学

所属大学院	生命医科学専攻環境社会医学講座家庭医療学分野
教員	津田 司 教授、竹村洋典 助教授
入会必要学会	日本プライマリ・ケア学会
取得可能専門医	日本プライマリ・ケア学会専門医
関係規則	<p>「日本プライマリ・ケア学会専門医・認定医要綱」およびその細則による。</p> <p>専門医の認定審査を申請するためには、定められた内容の5年の研修を終了し、申請時点から遡る3年間、本学会の会員でなければならない。定められた研修内容の概略は以下の通り。</p> <p>① 中規模以上の病院または病院群での研修(2年以上)</p> <p>内科, 外科, 小児科, 救急部(または救急外来)および 精神科, 産婦人科などの選択科(3科以上)</p> <p>② 地域包括医療を実践している保健・医療・福祉施設群(1年以上)</p> <p>外来診療機能を持つ施設(診療所, 地域小病院など)での外来・訪問診療1年以上</p> <p>在宅ケア機能を持つ施設(訪問看護ステーション, 在宅介護支援センターなど)や入所型の介護機能を持つ施設(老人保健施設, 特別養護老人ホームなど)での研修 80 時間以上</p>
認定研修施設	<p>初期研修: 三重大学医学部附属病院を含む県内外各卒後臨床研修プログラム</p> <p>後期研修: 三重大学医学部附属病院総合診療部および連携病院・診療所等</p>
県内の専門医数	(オ)専門医 新規の制度のため現在は0名(指導医は大学内に2名)

(カ) キャリアパスの一例

年次	1, 2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
研修内容	初期臨床研修	総合診療部, 一般内科, 集中治療室, 専門他科	総合診療部, 専門他科	診療所 地域小規模病院	診療所 地域小規模病院 研究	診療所 地域小規模病院 研究	家庭医療臨床研修, 研究	家庭医療臨床研修, 研究
身分	研修医	医員 病院医師	医員 病院医師	診療所医師 病院医師	大学院生	大学院生	大学院生	大学院生
所属(例)	臨床研修病院	三重大病院 市中病院	三重大病院 市中病院	診療所 市中病院	診療所 市中病院	診療所 市中病院	三重大病院	三重大病院
施設形態	臨床研修病院	認定施設	認定施設	認定施設				
経歴					大学院入学			大学院終了 学位取得
資格					PC学会専門医			

	日本プライマリ・ケア学会専門医研修期間	
--	---------------------	--

5-3 救急災害医学

所属大学院	生命医科学専攻環境社会医学講座救急災害医療医学分野
教員	滝 和郎 教授、岡崎祐士 教授
入会必要学会	
取得可能専門医	
関係規則	
認定研修施設	
県内の専門医数	